

# 第2期守谷市地域福祉計画

(案)

(平成29年度～平成33年度)

**支え合い・共に育む・福祉夢彩都**

**～絆を大切にするまち守谷～**

平成29年 月

守 谷 市

## 目 次

### 第1章 第2期守谷市地域福祉計画の策定に当たって

- 1 計画策定の趣旨 ..... 1
- 2 計画期間 ..... 3
- 3 計画の位置付け ..... 4

### 第2章 地域福祉を取り巻く現状

- 1 地域福祉を取り巻く国・県の動向 ..... 5
- 2 本市を取り巻く現状 ..... 6

### 第3章 第1期計画の振り返り

- 1 第1期計画の施策体系 ..... 17
- 2 主な取組成果と課題 ..... 17

### 第4章 基本的な考え方

- 1 計画の基本理念と基本目標 ..... 20
- 2 計画の基本方針 ..... 21
- 3 自助・互助・共助・公助による取組 ..... 23
- 4 地域福祉を推進するための関係者の役割 ..... 23
- 5 施策体系 ..... 25

### 第5章 施策の展開

- 基本方針1 支え合い助け合う地域づくり ..... 27
- 基本方針2 生きがいを感じ健やかに暮らせる地域づくり ..... 39
- 基本方針3 情報が共有され相談しやすい地域づくり ..... 47
- 基本方針4 安心して暮らせる地域づくり ..... 53

### 第6章 地域福祉計画と地域包括ケアシステム

- 1 地域包括ケアシステムの概要と地域福祉計画との関わり ..... 63
- 2 地域包括ケアシステム構築への取組 ..... 65

### 第7章 計画の推進と進行管理

- 1 計画の推進 ..... 67
- 2 計画の進行管理 ..... 67

◎資料編

1 用語説明 ..... 69

# 第1章 第2期守谷市地域福祉計画の策定に当たって

## 1 計画策定の趣旨

### (1) 地域福祉とは

地域福祉とは、市民が住み慣れた地域で、誰もが安心して生きがいを持って暮らすことができるよう、地域に関わる全ての人々が主役となって、共に支え合い・助け合い、幸せに暮らすことができる地域づくりです。

そのためには、身近な地域を中心に行政と市民・事業所などが共に考え、参加し互いに協力して、お互いの不足を補い合いながら協働できる地域社会を作り、地域で支え合う仕組みを築くことです。

### (2) 地域福祉計画とは

地域福祉計画とは、「地域の支え合い・助け合いによる福祉(地域福祉)」を推進するため、一人ひとりの尊厳を重んじ、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「共に生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」を作る計画です。

市民・地域・福祉団体・福祉施設関係者などが、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係を作ります。自助・互助・共助・公助を重層的に組み合わせて、市民のボランティアパワー、関係諸団体の活動、公的サービスの連携の下で、「地域ぐるみの福祉」を推進するための計画です。

この「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に規定されており、地域福祉を推進するための指針となります。

#### (市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

### (3) 計画策定の趣旨

市では、平成24年3月に策定した「支え合い・共に育む・福祉夢彩都～絆を大切にすまち守谷～」を基本理念とする守谷市地域福祉計画に基づいて、市民誰もが安心して幸せに暮らせるまちづくりのために関連計画と連携しながら様々な施策や事業を展開し、地域福祉を推進してきました。

また、社会福祉協議会が同時に策定した「もりやのしあわせ みんなで築こう」を基本理念とする守谷市地域福祉活動計画とも連携しながら、地域の絆を大切に、支え合い・助け合いながら共に福祉を育むことを目指し、社会福祉協議会の支部（6地区）ごとに地域福祉活動計画実行委員会を組織し、基本理念及び地区ごとの地域福祉理念に基づき活動してきました。このことにより、地域の交流やつながりは少しずつ向上してきました。

しかしながら、計画策定以降、少子高齢化や核家族化は一層進展し、ひとり暮らし世帯の増加が見られるとともに、人々の価値観、生活習慣の多様化により、地域における人と人との交流やつながりの希薄化が見られるなど、地域における生活や福祉を取り巻く環境は変化し、まだまだ地域における課題が多くあります。

このことから、今日の複雑多様化する市民の福祉ニーズに対して、行政施策のみでは十分な対応ができなくなっており、誰もが安心して生活していける地域を作っていくためには、行政と市民、地域の活動団体等が共に考え、活動に参加する、支え合う仕組みづくりが重要になっています。

自分でできることは自分で行うこと（自助）、隣近所で助け合うこと（互助）、市民同士が助け合うこと（共助）、行政が公的に施策を実施すること（公助）の「自助」「互助」「共助」「公助」が適切に機能し、地域全体での支え合いや助け合いにより、みんなが共存できるまちづくりに取り組む必要があります。

そのために、前計画の「守谷市地域福祉計画（以下、「第1期計画」という。）」の基本理念と基本目標を継承しつつ、これまでの取組成果や残された課題を整理し、地域における様々な人々による支え合いや助け合いのための仕組みづくりの構築を目指し、地域福祉を更に推進するための方向性を示すため、「第2期守谷市地域福祉計画（以下、「第2期計画」という。）」を策定したものです。

## 2 計画期間

第2期計画は、「第1期計画」の基本理念及び基本目標を継承するものとし、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

ただし、第2期計画の策定後に制度や事業が変わり、記述の修正が必要になった場合、また、国の動向や社会情勢などにより大きな変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

図表1 計画期間

主な関連計画	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
第二次守谷市 総合計画	基本構想（H24～H33年度）									
	前期基本計画（H24～H28年度）					※後期基本計画は1年前倒し				
						後期基本計画（H28～H33年度）				
守谷市地域福祉計画	第1期計画（H24～H28年度）					第2期計画（H29～H33年度）				
守谷市高齢者福祉 計画・介護保険事業 計画	第5期計画（H24～H26年度）			第6期計画（H27～H29年度）			第7期計画（H30～H32年度）			
守谷市子ども・子育て 支援事業計画				計画（H27～H31年度）						
守谷市障がい者福祉 計画				第2期（H26～H29年度）			第3期（H30～H35年度）			
守谷市障がい福祉 計画	第3期計画（H24～H26年度）			第4期計画（H27～H29年度）			第5期計画（H30～H32年度）			
健康もりや21 計画				第二次健康もりや21計画（H26～H33年度）						
守谷市地域福祉 活動計画	第1期計画（H24～H28年度）					第2期計画（H29～H33年度）				

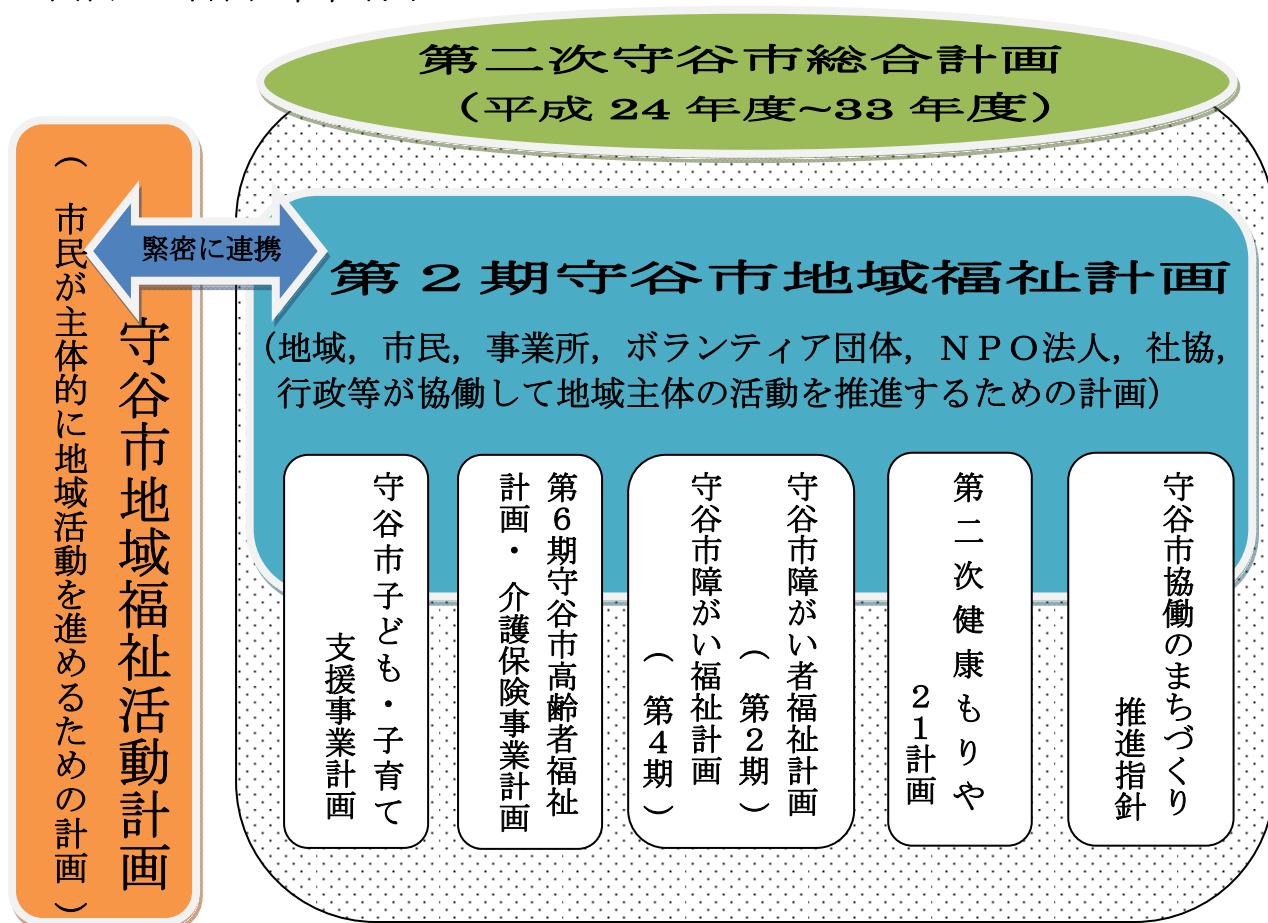
### 3 計画の位置付け

第2期計画は、地域福祉を推進していくための基本的な指針とします。

また、市の最上位計画である「第二次守谷市総合計画」の下位計画で部門別計画となり、対象者ごとに策定している下記の福祉関連等の計画及び指針において共通する課題を横断的につなげるとともに、相互に連携を図りながら地域福祉を推進します。

- 守谷市子ども・子育て支援事業計画
- 第6期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- 守谷市障がい者福祉計画（第2期）
- 守谷市障がい福祉計画（第4期）
- 第二次健康もりや21計画
- 守谷市協働のまちづくり推進指針

図表2 計画の位置付け



## 第2章 地域福祉を取り巻く現状

### 1 地域福祉を取り巻く国・県の動向

#### (1) 国の動向

核家族化の進行、高齢者世帯や共働き世帯の増加などにより、これまで地域や家庭が持っていた支え合いや見守りの機能が低下しています。また、雇用環境の悪化等を背景として、生活保護受給者や働いても生活に十分な賃金を得ることができない人が増加しています。加えて、東日本大震災の発生により、災害時に支援を必要とする高齢者や障がい者など「避難行動要支援者」と言われる人を地域で把握し、支援を行う必要性が再認識されるなど、様々な地域福祉に関わる課題が意識されるようになりました。

こうした背景から、介護保険法が改正され、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活が継続できるよう、市町村は地域包括ケアシステム（※1）の構築に向けた取組を実施するよう定められました。

また、生活保護に至る前の段階から、早期に生活困窮者の支援を行うため、生活困窮者自立支援法が施行されました。さらに、障害者差別解消法が成立し、障がい者に対する差別的取扱いの禁止や合理的な配慮について定められました。

そのほか、災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者名簿（※2）の作成が市町村に義務付けられるとともに、要支援者の同意を得て、平常時から地域の団体に情報を提供することが定められるなど、地域において市民同士が支え合う仕組みづくりの推進が図られています。

#### (2) 茨城県の動向

茨城県においては、平成16年3月に「茨城県地域福祉支援計画」、平成21年3月に「茨城県地域福祉支援計画（第2期）」を策定し、地域における相談・見守り機能の強化や地域福祉のセーフティネットの充実に取り組んできました。

さらに、平成26年3月には「茨城県地域福祉支援計画（第3期）」を策定し、複雑・多様化する地域課題に対応するため、生活困窮者の自立支援等の新たな施策推進を盛り込むとともに、様々な福祉課題を抱え困難な状況に陥っている人に対する総合的な支援体制の構築により、地域福祉のセーフティネットの充実・強化に取り組むこととしています。



## 2 本市を取り巻く現状

### (1) 人口及び世帯数の推移

人口は、平成27年10月1日現在、64,753人であり、世帯数は24,867世帯です。北守谷地区、高野地区、みずき野地区などの住宅開発区域への入居により、昭和60年代頃から急速に人口が増加し、その後、一時的にその勢いは緩やかになりました。

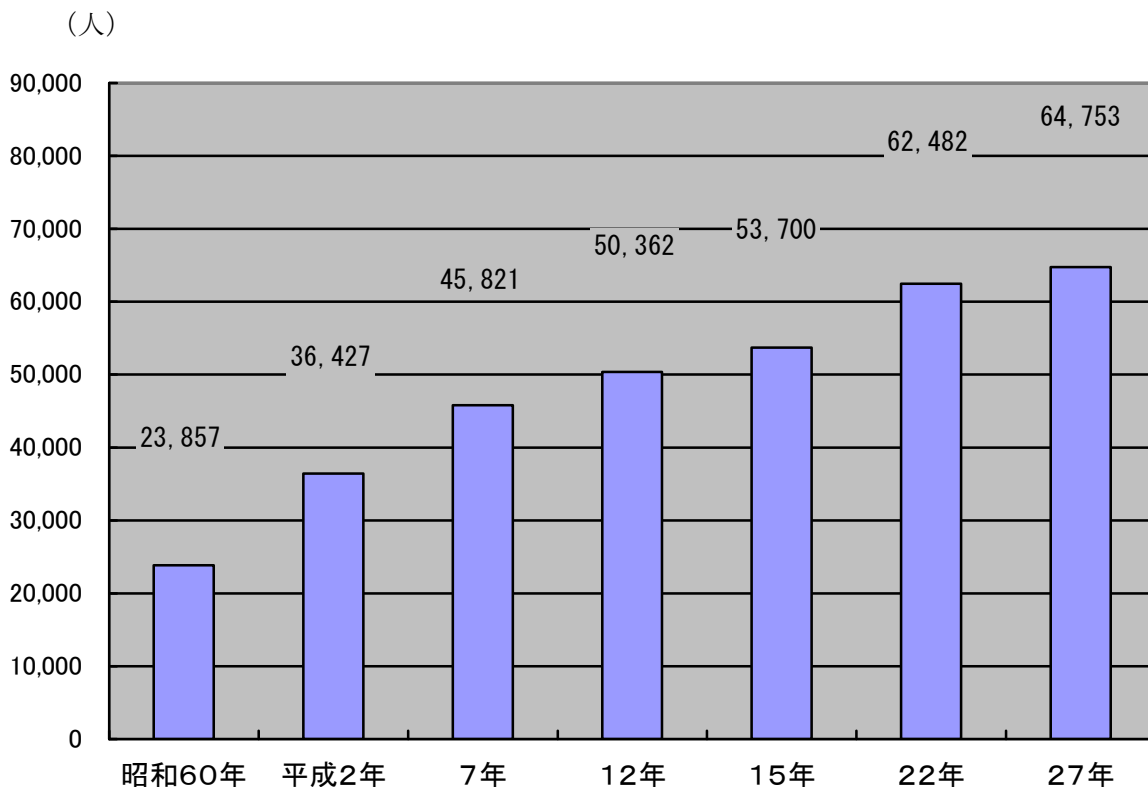
また、平成17年につくばエクスプレスが開業したことにより、都心へのアクセスが格段に向上し、守谷駅周辺へのマンション開発や守谷市全体にも戸建ての住宅建設が進んだことなどからさらに、人口・世帯数共に増加傾向にあります。

一方で、一世帯当たりの平均世帯人員については、昭和60年時点で3.89人でしたが、平成27年10月1日現在では2.60人となっており、小世帯（核家族）化が進んでいます。

なお、市の平成32年の人口見通しは、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき作成した「守谷市人口ビジョン」において、68,101人を見込んでいます。

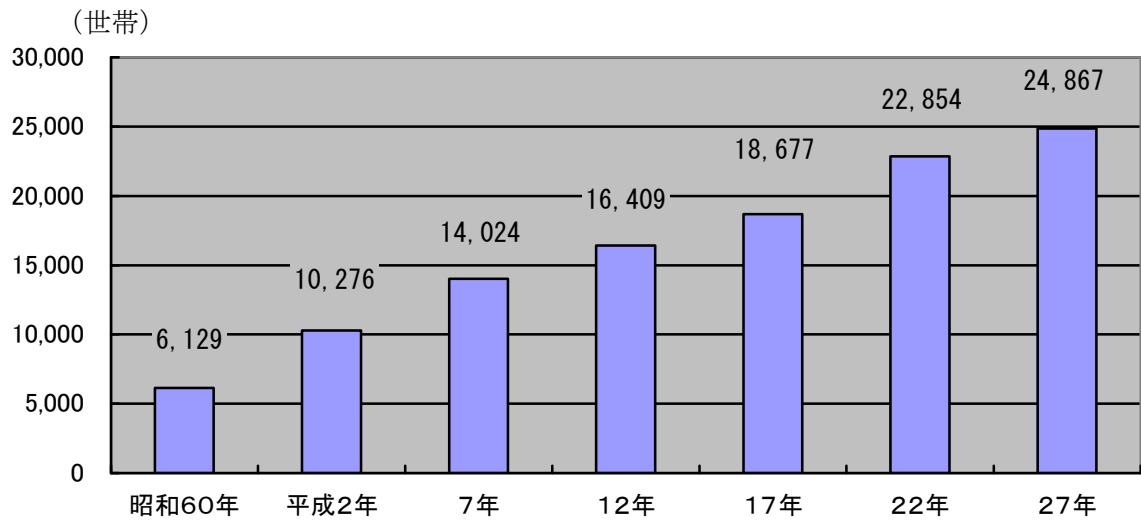
今後も人口、世帯数は増加傾向が予想されますが、平成47年度以降は少しずつ減少する見込みとなっています。

【図表3 人口の推移】



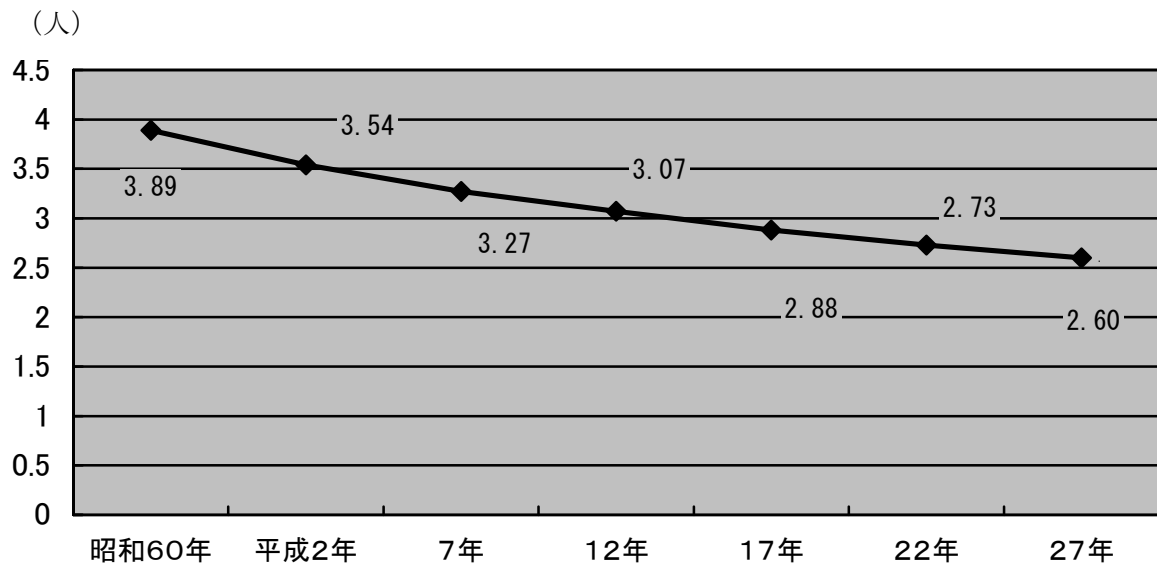
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

【図表4 世帯数の推移】



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

【図表5 一世帯当たり人員の推移】



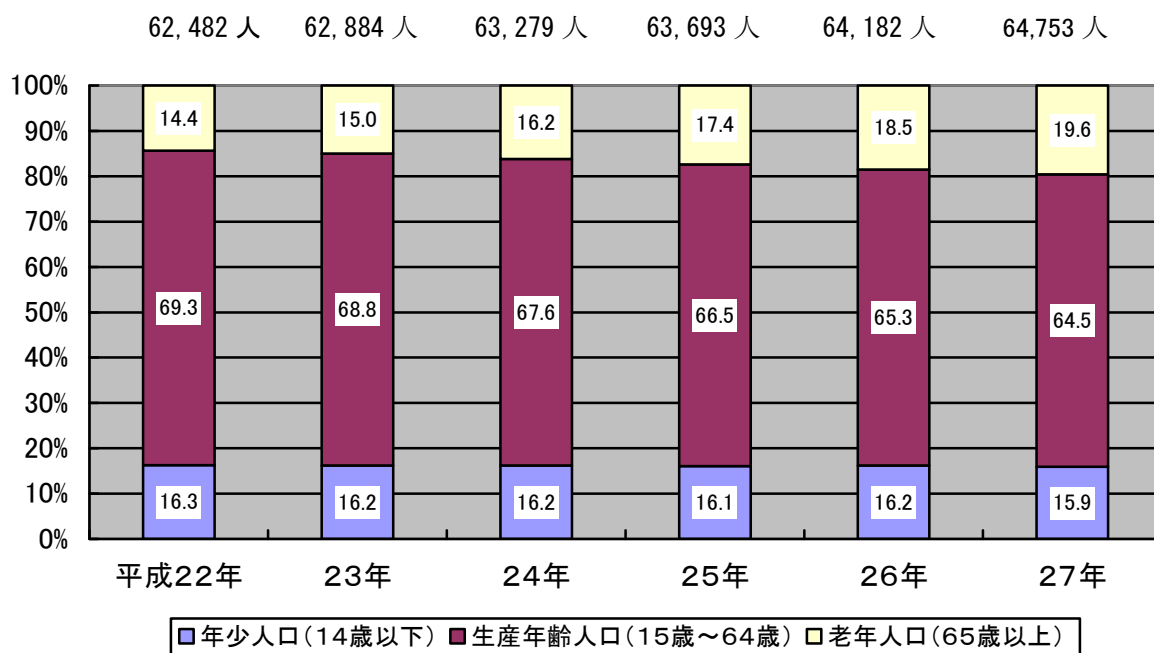
資料：国勢調査（各年10月1日現在）



## (2) 人口構成別の推移

人口構成別の推移は、平成22年から平成27年までの年少人口（0歳～14歳）、生産年齢人口（15歳～64歳）、老年人口（65歳以上）それぞれの人数と割合を比べると、年少人口数及び割合ともほぼ同水準を保っていますが、生産年齢人口数及び割合が年々減少しているのに対し、老年人口数及び割合ともに増加傾向にあることが分かります。

【図表6 年齢3区分別人口割合の推移】



資料：統計もりや（各年10月1日現在）

【図表7 人口構成別の推移】

（単位：人）

年号	0歳～14歳	15歳～64歳	65歳以上	合計
平成22年	10,142	43,175	8,955	62,482
平成23年	10,161	43,122	9,391	62,884
平成24年	10,189	42,659	10,221	63,279
平成25年	10,197	42,249	11,037	63,693
平成26年	10,376	41,760	11,836	64,182
平成27年	10,243	41,528	12,651	64,753

資料：統計もりや（各年10月1日現在）

※ 年齢不詳により、総数とずれが生じる場合があります。

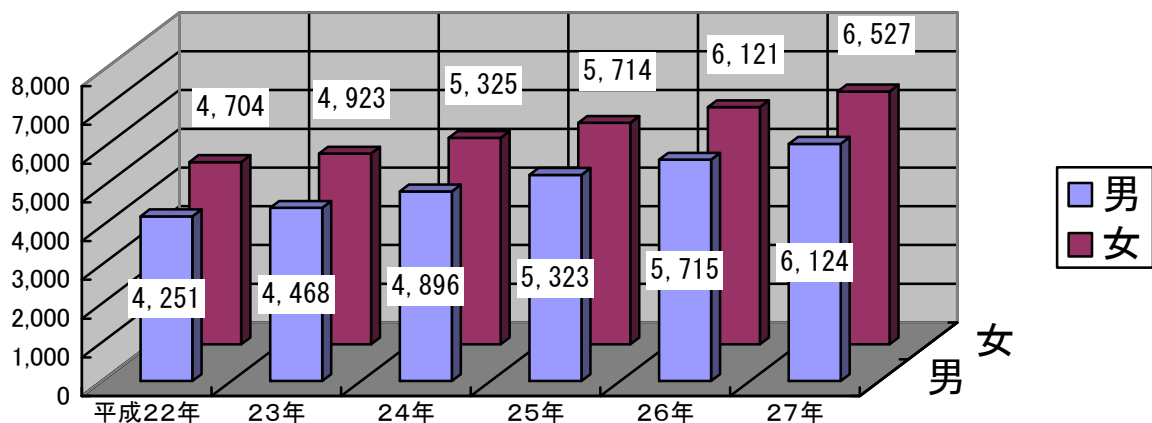
### (3) 高齢者の推移

老年人口のうち男性に比べ女性が多いこと、老年人口数も年々増加傾向にあることが分かります。

市の高齢化率は平成22年10月1日現在で14.4%（図表9）でしたが、平成27年10月1日では19.6%になり5年間で5.2ポイント上昇しました。全国と茨城県の状況は、平成27年10月1日現在のデータでは、全国で26.7%、茨城県で26.8%であり、県内では低い方から2番目で、対比した限りでは、守谷市は高齢化率が低いと言えます。

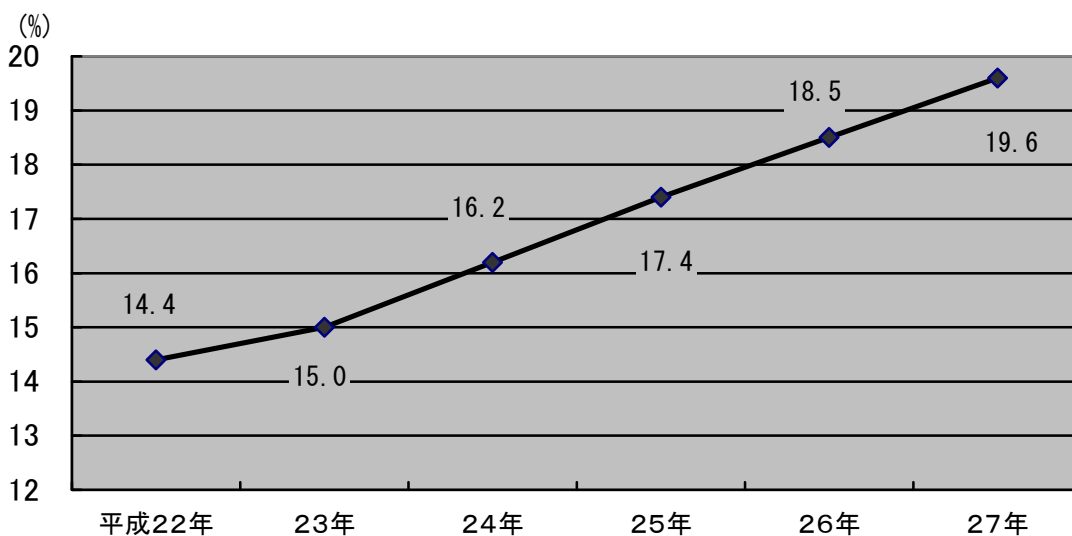
【図表8 高齢者の推移】

(人)



資料：統計もりや（各年10月1日現在）

【図表9 高齢化率の推移】

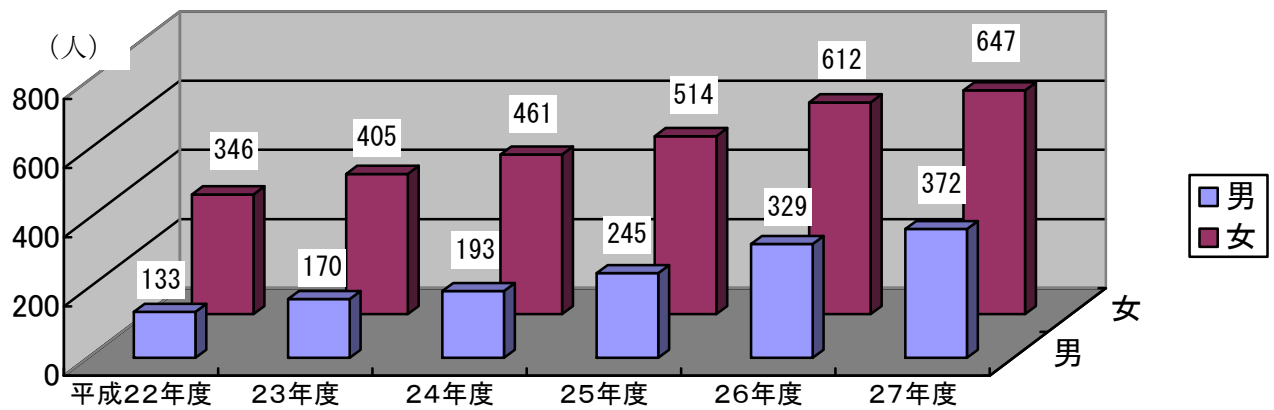


資料：統計もりや（各年10月1日現在）

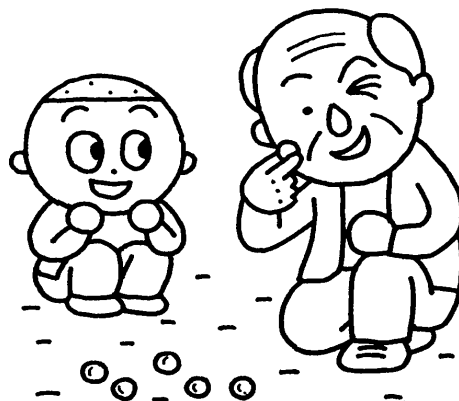
#### (4) ひとり暮らしの高齢者数の推移

老年人口のうち、ひとり暮らしをされている人は、男性に比べ女性の数がかなり多いことが分かります（図表10）。男性、女性共に増加傾向にあり、男性は平成22年度と平成27年度を比較すると約2.8倍、女性は約1.9倍となっています。

【図表10 ひとり暮らしの高齢者数】



資料:介護福祉課(各年度末現在)

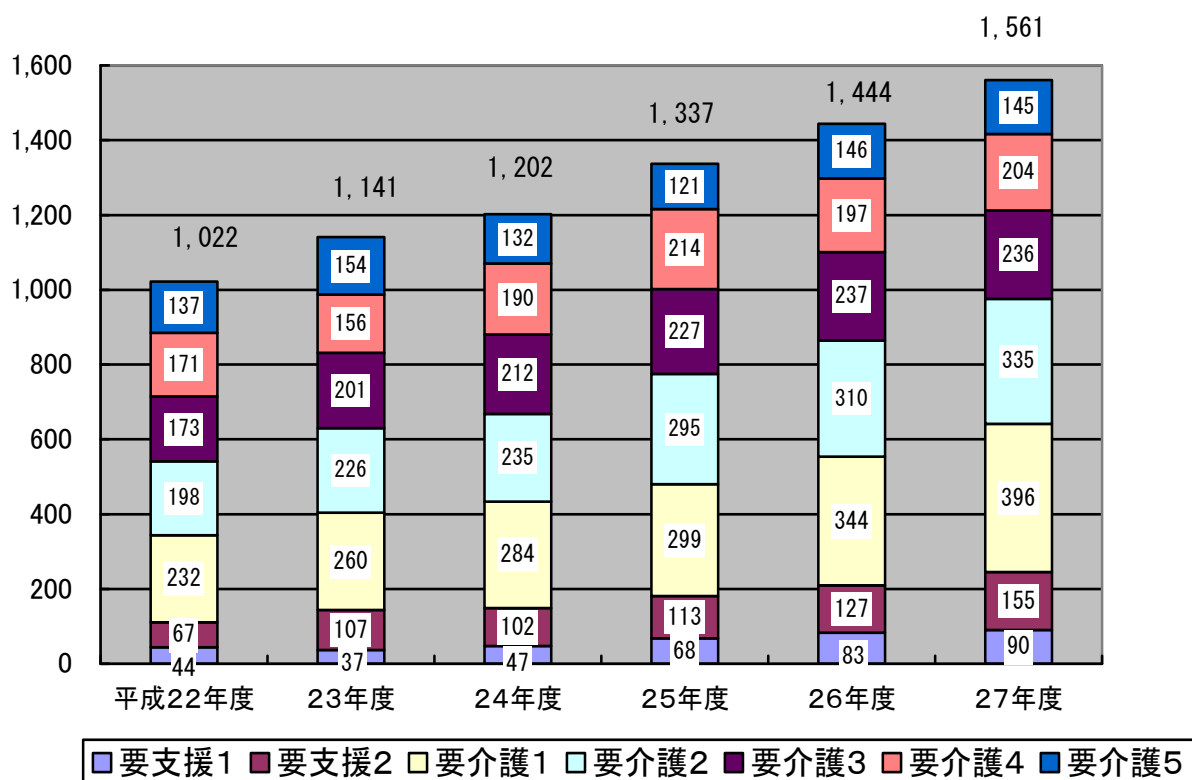


### (5) 要支援・要介護認定者の状況

平成27年度末における要支援1から要介護5までの介護認定者数は1,561人(図表11)です。介護保険制度開始後、どこの区分においても介護認定者数は概ね増加傾向にあり、平成22年度と比較すると要支援・要介護認定者数は539人増加し、約1.5倍になっています。

【図表11 要支援・要介護認定者数の推移】

(人)

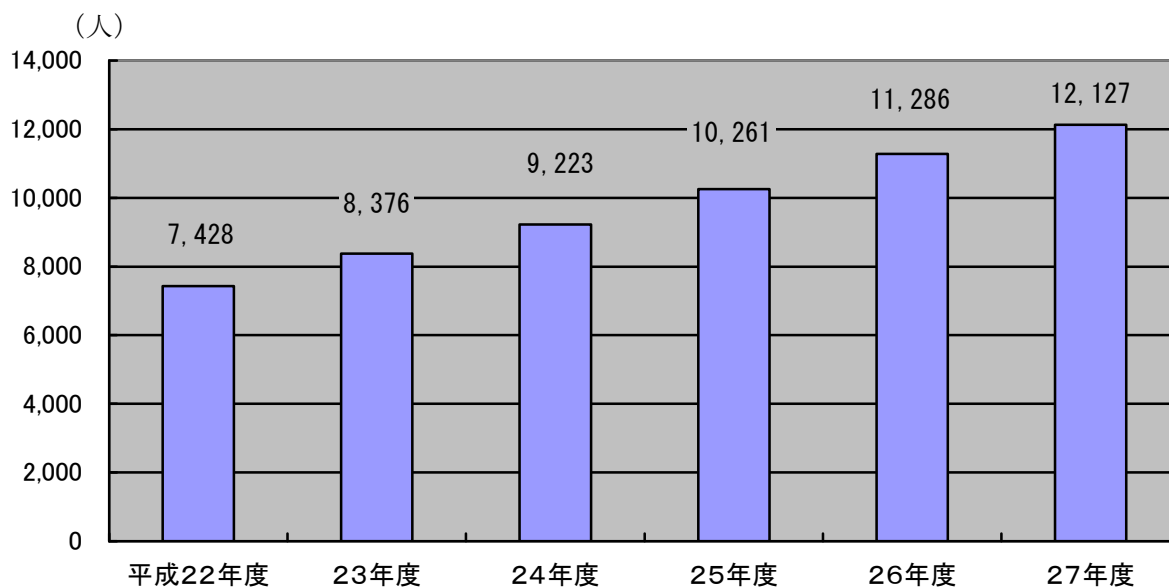


資料：介護福祉課（各年度末現在）

### (6) 居宅介護（介護予防）サービス受給者の推移

居宅介護（介護予防）サービス受給者※の延べ人数は、平成27年度末現在12,127人（図表12）で、平成22年度と比較すると4,699人増加し、約1.6倍となっています。

【図表12 居宅介護（介護予防）サービス受給者の延べ人数】



資料：介護福祉課（各年度末現在）

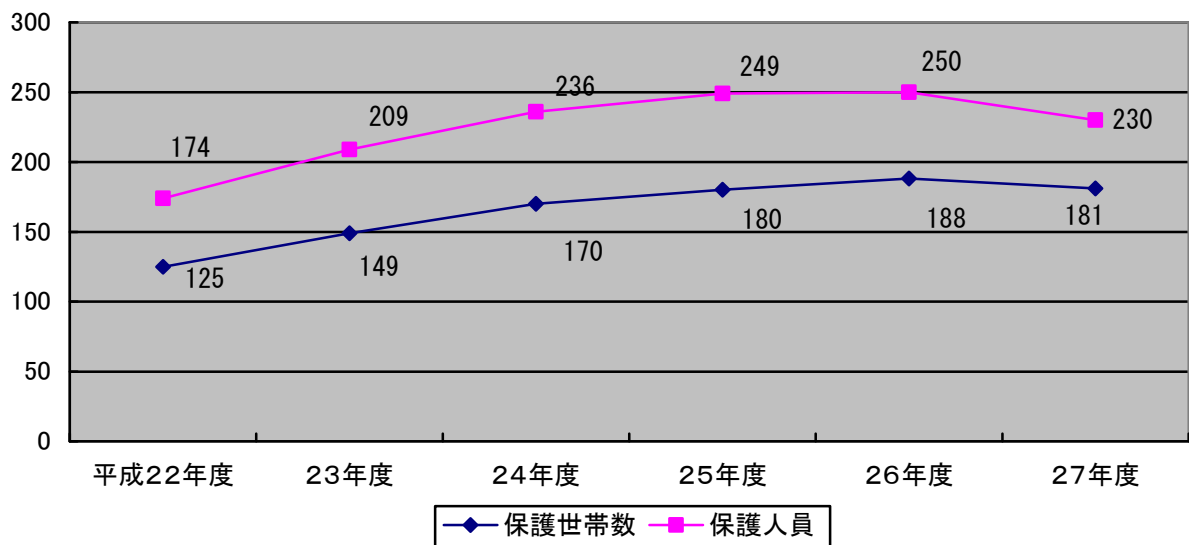
※ 居宅介護（介護予防）サービス受給者とは、要介護（要支援）認定を受けた方のうち、訪問サービス、通所サービス、短期入所サービスなど、施設サービス以外の介護（介護予防）サービスを利用している方です。

### (7) 生活保護世帯数、保護人員及び保護率の推移

生活保護世帯数及び保護人員数は、平成26年度まではいずれも増加傾向にあり、平成26年度の保護世帯数は平成22年度と比較すると約1.5倍になっています。平成27年度は、生活保護世帯、保護人員及び保護率が初めて減少しました。生活保護率は県内で2番目に低い率となっています。

【図表13 生活保護世帯数及び保護人員数】

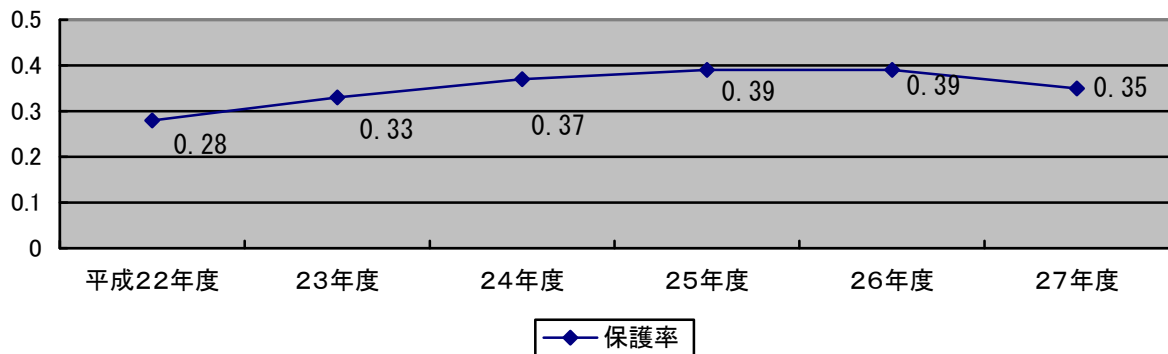
(世帯：人)



資料：社会福祉課（各年度末現在）

【図表14 生活保護率】

(%)



資料：社会福祉課（各年度末現在）

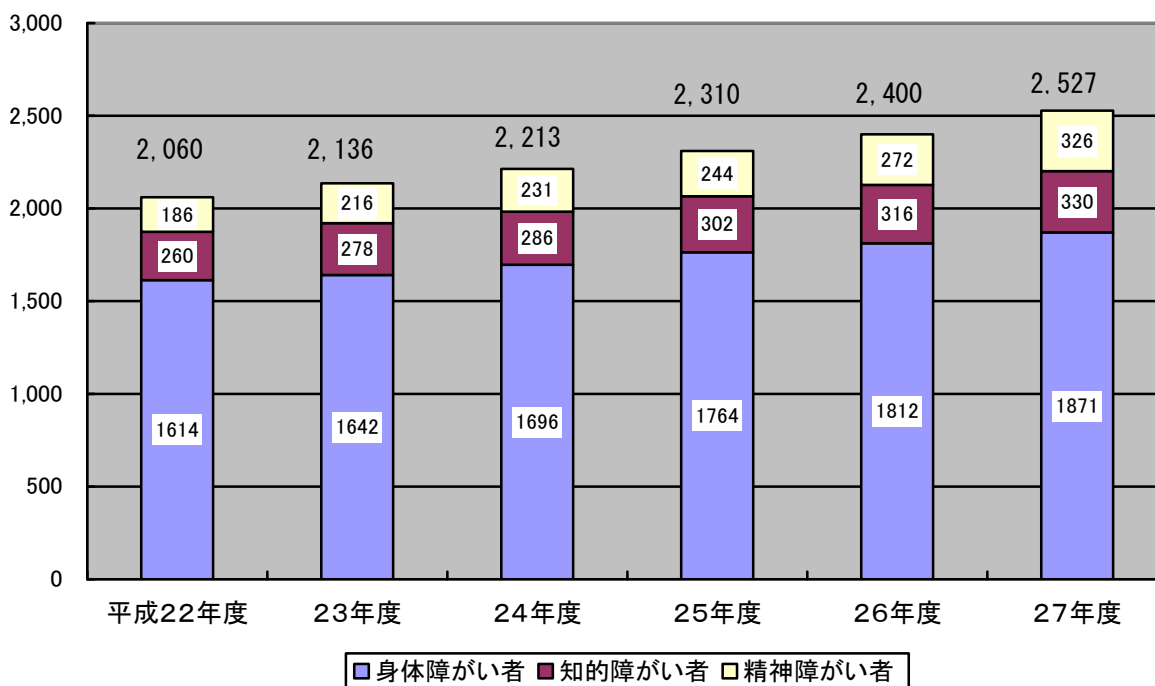


### (8) 障がい者手帳所持者の推移

障がい者手帳の交付件数はいずれも増加傾向にあり、平成27年度と平成22年度を比較すると467人増加し、約1.2倍となっています。特に、精神障がい者においては、約1.8倍となっています。

【図表15 障がい者手帳所持者の推移】

(人)



資料：社会福祉課，茨城県福祉相談センター，茨城県精神保健福祉センター（各年度末現在）

【図表16 障がい者手帳所持者数】

(単位:件)

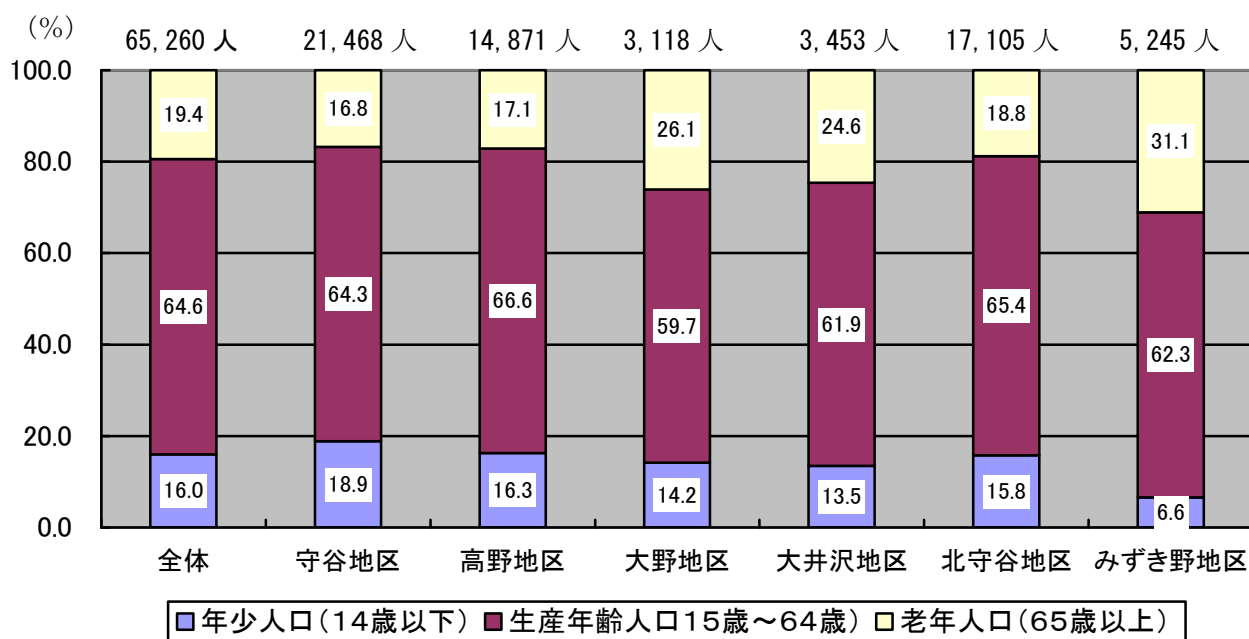
区分	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	合計
平成22年度	1,614	260	186	2,060
平成23年度	1,642	278	216	2,136
平成24年度	1,696	286	231	2,213
平成25年度	1,764	302	244	2,310
平成26年度	1,812	316	272	2,400
平成27年度	1,871	330	326	2,527

資料：社会福祉課，茨城県福祉相談センター，茨城県精神保健福祉センター（各年度末現在）

### (9) 地区別人口構成ごとの人数及び割合

地区別の人口構成の表を見ると、守谷駅が所在する守谷地区は若い世代の転入が進み、0～14歳の人数が最も多い地区です(図表18)。次に、北守谷地区、高野地区の順になっています。対照的にみずき野地区、大野地区、大井沢地区は、老年人口の割合が高い地区であり(図表17)、特にみずき野地区は、少子高齢化が進んでいる地区と言えます。

【図表17 年齢3区分別人口構成(地区別)】



資料:住民基本台帳人口(H27.10.1現在)

【図表18 地区別人口構成(人数)】

(単位:人,%)

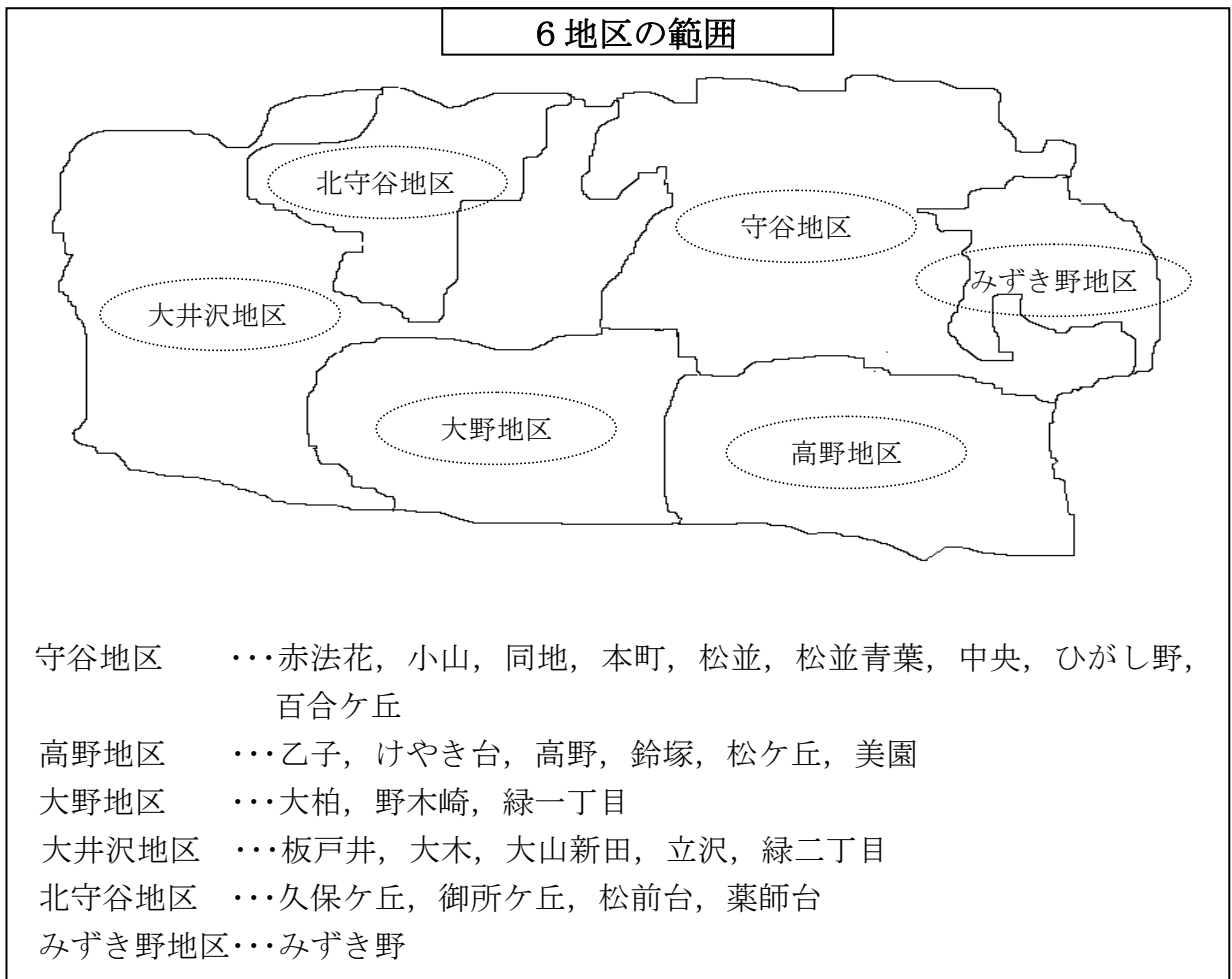
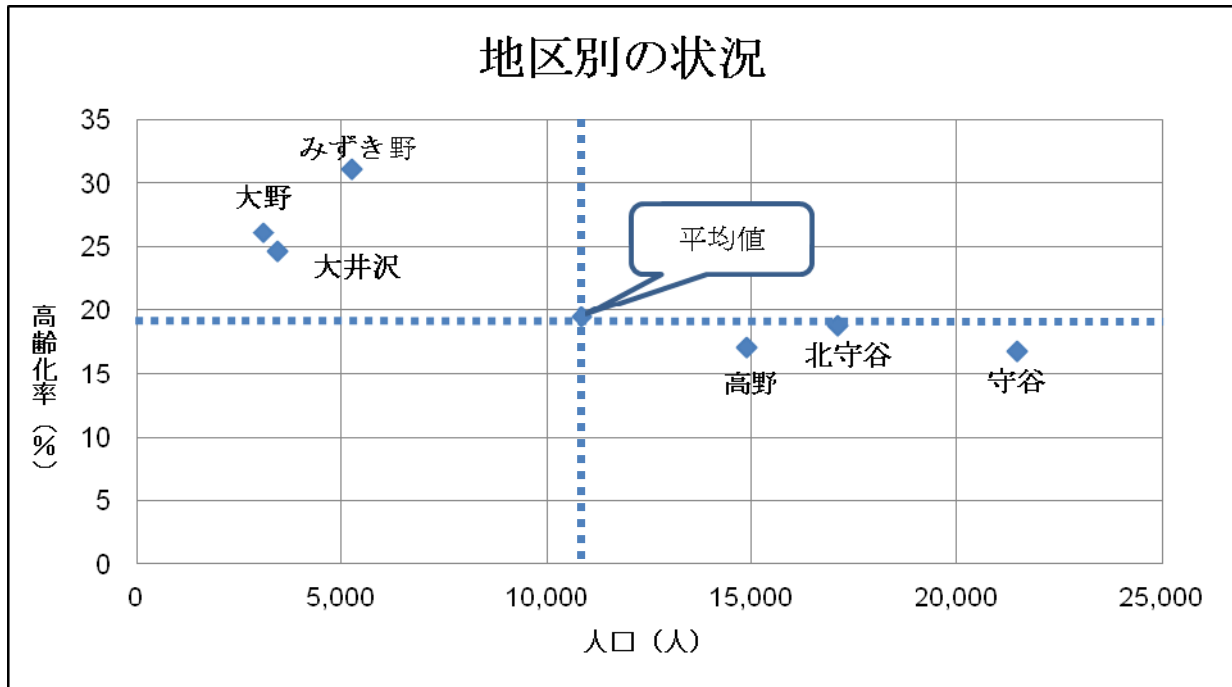
地区名	0～14歳	構成比	15～64歳	構成比	65歳以上	構成比	計
市全体	10,428	16.0	42,155	64.6	12,677	19.4	65,260
守谷地区	4,047	18.9	13,802	64.3	3,619	16.8	21,468
高野地区	2,422	16.3	9,908	66.6	2,541	17.1	14,871
大野地区	444	14.2	1,862	59.7	812	26.1	3,118
大井沢地区	465	13.5	2,137	61.9	851	24.6	3,453
北守谷地区	2,706	15.8	11,177	65.4	3,222	18.8	17,105
みずき野地区	344	6.6	3,269	62.3	1,632	31.1	5,245

資料:住民基本台帳人口(H27.10.1現在)

※ 図表17、18は地区別のデータであるため、住民基本台帳から抽出したデータを使用したものです。そのため、他の表と若干整合性がとれない部分があります。

※ 地区別人口における「6地区の範囲」は、次ページを参照。

【図表 1 9 高齢化率地区別状況】



## 第3章 第1期計画の振り返り

### 1 第1期計画の施策体系

第1期計画（平成24年度～平成28年度まで）においては、「地域福祉の推進」を基本目標とし、「子育て支援の充実」、「高齢者福祉の推進」、「障がい者（児）福祉の推進」、「健康づくりの推進」、「地域づくりの推進」の五つの課題別目標を掲げています。

この五つの課題別目標を実現するために、「地域基盤支援（場づくり）」、「人材育成支援（人づくり）」、「相談・情報支援（関係づくり）」、「日常生活自立支援（生活づくり）」の四つの柱を基本施策として取り組んできました。今回、第2期計画の策定に当たって、第1期計画の取組成果と課題の整理を行いました。

### 2 主な取組成果と課題

#### （1）子育て支援の充実

子育て支援施設については、南北児童センター、地域子育て支援センターに加え、平成28年10月に守谷駅前親子ふれあいルームを開設し、守谷駅周辺の子育て世帯の利用が容易になり、利用者は増加傾向にあります。保護者同士が交流し、育児不安等を軽減するとともに、児童が安心して遊べる場所として機能しています。

児童クラブについては、松並地区の宅地開発に伴い、通学区域となる黒内小学校に児童クラブを増設し、小学生の放課後の居場所づくりの一助となりました。

保育所については、平成28年4月に認可保育所1箇所、小規模保育事業所（※3）が2箇所新設されましたが、要保育率が高く、入所不承諾者の解消には至っていないことから、今後も引き続き市独自の認証保育園制度の活用など、保育の場の拡大を図る必要があります。

ファミリーサポートセンター事業では、利用に対する需要が高く、特に市民交流プラザ内「ぴよぴよ」で実施する施設型援助の利用が高くなっており、一時的な保育の需要に対応しています。

また、全国的に増加傾向にある児童虐待を防止するため、育児不安等に対応する相談体制の充実や、虐待発生時の早期発見を可能とする地域での子育て支援、見守りが必要です。

## (2) 高齢者福祉の推進

出前サロン、シルバーリハビリ体操等の利用者が増加し、場づくりは拡充しています。福祉避難所(※4)については、平成27年度に開設された介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、介護付有料老人ホームの3施設と協定を締結し、既存のグループホームについても1箇所協定を締結しています。

現在、出前サロンは全てボランティアによる運営となっておりますが、今後も、出前サロンの設置や運営に関する支援を継続する必要があります。

また、シルバーリハビリ体操指導士の養成、脳活コーチなどの人材育成にも取り組んでおり、今後も引き続き取組が必要です。

地域包括支援センター(※5)や在宅介護支援センター(※6)等は、認知症講演会や認知症家族の集い、認知症カフェ等の活動や熱中症予防対策の個別訪問等により身近な相談の窓口として理解されてきています。

また、介護予防や認知症予防に対する市民の意識の高まりに伴い、出前講座や介護予防教室は毎回多数の参加者があり、介護予防、認知症予防の普及は着実に進んでいると言えます。

地域包括支援センターは、高齢者人口に応じた社会福祉士、保健師、介護支援専門職員の配置がなされ、機能の充実が図られています。

地域包括ケアシステムの構築については、医療・介護の連携が県事業から市の委託事業になり、他職種でのネットワークづくりを進めています。

今後、地域での高齢者の見守りは、益々重要な役割を担いますが、高齢者のみならず、総合的な取組として更なる推進が必要です。

## (3) 障がい者(児)福祉の推進

市内のサービス提供事業所は、障がい福祉サービス事業所が平成24年度の8箇所から、平成28年度は12箇所となり4箇所増えました。

また、障がい児通所支援事業所は新たに7箇所設置され、障がい者(児)のための居場所づくりが図られています。このような状況を背景に、障がいのある人が地域で生活するためのサービスを提供する事業所は、概ね確保されてきています。

さらに、「障がい」についての講演会や福祉イベント等における交流機会の創出により、障がい者(児)福祉についての理解・促進に努めています。

今後、市の人口増加が見込まれることから、障がいのある人の増加も考えられます。このような中、障がいのある人が、地域の中で安心して生活が送れるよう、各種相談や権利擁護(※7)の仕組みや体制づくりが重要になります。

さらには、障がいのある人が、就労や社会参加により生きがいづくりにつながるよう支えていく必要があります。

#### (4) 健康づくりの推進

がん検診や特定健診については、がんにかかりやすい年代への受診勧奨通知や無料クーポン受診券の発行、特定健診の土日健診や追加健診などで受診率が向上してきていますが、今後も更なる受診率の向上を目指すため受診勧奨や受診しやすい検診体制の整備が必要です。

食育推進については、幼児や学童に対して、親子クッキング、学童クラブや小学4年生への出前講座などを実施してきました。また、食生活改善推進員による食育の日（毎月19日）の周知活動や生活習慣病予防のための調理実習を取り入れた伝達講習会、食育のメニューなどの普及活動により、食育に対する意識向上に努めています。

運動の推進は、活動団体のミニ歩く会との連携やウォーキングマップの作成、公園の健康器具について、ホームページでの周知等をしましたが、運動を実施している市民の割合があまり増加していない状況です。

今後、生活習慣病予防や食育活動・運動の推進については、地域での啓発方法及び推進方法の検討が必要です。

各種検診の受診率は、目標値に達していない状況であり、更に受診率向上を目指すことが必要です。

#### (5) 地域づくりの推進

地域の絆を深めるために、居場所や交流の場等の拠点づくりとして出前サロンの開設に取り組み、開設箇所は平成22年度末17箇所から平成27年度末現在27箇所に増えています。さらに、自主防災組織も平成27年度末現在63地区（平成22年度末43地区）で結成されています。

市の情報や地域の課題を地域と行政で共有し、地域福祉計画や地域福祉活動計画及び地域課題を解決するために、各自治会・町内会に市職員を配置する「地域担当職員制度（※8）」を平成24年8月に導入しました。地域福祉活動計画の取組では、計画を実践するために、平成25年度に6地区ごとに「地域福祉活動計画実行委員会」を組織しました。また、市では地域福祉活動計画による事業を推進するため、平成26年度から地域福祉活動助成制度（※9）により助成金を交付しています。地域では、この助成金を活用し、あいさつ運動、地域情報紙の発行やお祭りなど地域に合った様々な事業に取り組んでいます。さらに、多くの市民の参加により平成28年2月に中央公民館で社会福祉協議会主催による「守谷市地域福祉活動計画報告会」を開催し、6地区の代表者により発表がありました。

今後、地域での子育て支援、高齢者や障がい者を見守るために、地域の絆を一層深めることが必要です。そのためには、社会福祉協議会、地区別地域福祉活動計画実行委員会の地域福祉活動を市民に周知するためのPR活動や地域福祉に対する意識高揚と地域リーダー及び担い手の育成を図ることが必要です。

## 第4章 基本的な考え方

### 1 計画の基本理念と基本目標

第1期計画では、地域福祉を推進するため、「支え合い・共に育む・福祉夢彩都～絆を大切にすまち守谷～」を基本理念としています。

また、「地域福祉の推進」を基本目標とし、その目指す姿は「同じ地域で暮らす市民が、お互いに支え合おうという意識が高まり実践されること」としました。この「地域福祉計画」については、社会福祉協議会が同時に策定した「もりやのしあわせ みんなで築こう」を基本理念とする「守谷市地域福祉活動計画」と連携しながら、取り組んできました。

その結果、地域コミュニティの形成は少しずつ進展し、地域の絆も深まってきています。

第2期計画では、これを更に推進することにより、第1期計画からの基本理念である市民誰もが安心して幸せに暮らせるよう、お互いに支え合いや助け合いができる地域づくりを目指します。

また、第1期計画の残された課題や新たな課題の解決に向けて取り組む必要があります。そのため、第1期計画の基本理念と基本目標を継承し、地域福祉を推進します。

#### (1) 基本理念

市民誰もが安心して幸せに暮らせるまちづくりのために、市民や地域、各種団体、行政等が絆を大切に、支え合い・助け合いながら共に福祉を育むことが大切になります。

このため、本計画の基本理念を次のとおりとします。

**「支え合い、共に育む、福祉夢彩都」**

**～絆をたいせつにするまち守谷～**

#### (2) 基本目標

基本目標は、「地域福祉の推進」です。

基本目標の目指す姿は、同じ地域で暮らす市民が、お互いに支え合おうという意識が高まり実践されることです。

## 2 計画の基本方針

### (1) 施策体系の見直し

第1期計画は、「第3章1 第1期計画の施策体系」で記載した施策の課題解決に向けて、地域福祉計画を推進するため、行政と市民、地域、事業所が協働により取り組んできました。

しかし、地域における課題は、行政施策別の課題よりも福祉施策の総合化（高齢者施策や障がい者施策など各分野施策間の狭間を補い、福祉施策全体としてより効果が見込めるようにすること）が重要になってきています。

したがって、社会福祉サービスを持続的に提供できるようにするためには、福祉施策全体として、より効果的かつ効率的な施策展開が求められ、分野計画の垣根を越えて福祉施策全体をカバーするといった取組が必要です。

このことから、第2期計画の策定に当たっては、高齢者や障がい者などの行政内部の各分野別施策間や関連施策間の十分な調整を図る必要があります。

また、福祉全体の課題を解決するために、地域、市民、事業所、社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割分担を理解しながら、協働で取り組む必要があることから、施策体系の見直しを行います。

### (2) 基本方針

基本目標の「地域福祉の推進」とその目指す姿の「同じ地域で暮らす市民が、お互いに支え合うという意識が高まり、実践されること」を実現するため、以下の四つの基本方針を定めることとします。

## ○ 基本方針1 支え合い助け合う地域づくり

市民誰もが、住み慣れたそれぞれの地域で生活し続けることができるよう、地域の市民や団体が共に支え合いや助け合いの活動に積極的に取り組み、絆を深め地域全体で支え合い助け合う思いやりのある地域を目指します。

- ・基本施策1 地域福祉意識の高揚と担い手育成
- ・基本施策2 地域福祉活動の支援
- ・基本施策3 支え合い体制の形成



## ○ 基本方針2 生きがいを感じ健やかに暮らせる地域づくり

市民誰もが、地域で生きがいを感じいつまでもいきいきと暮らすことができるよう、個人の心身の状態に合わせた生きがい活動や健康づくりに取り組み、健やかに暮らせる地域を目指します。

- ・基本施策1 生きがい活動への支援
- ・基本施策2 健康づくり意識の向上

## ○ 基本方針3 情報が共有され相談しやすい地域づくり

市民誰もが、本人にとってよりの確なサービス支援を受けることができるよう、必要な情報が共有され、気軽に相談できる地域を目指します。

- ・基本施策1 相談体制の充実
- ・基本施策2 情報発信の充実

## ○ 基本方針4 安心して暮らせる地域づくり

市民誰もが、地域でいつまでも安心して暮らせるよう、日頃から地域の助け合いの中で防災・防犯に取り組むことで緊急時に備えるとともに、一人ひとりの権利が守られ、さらには、擁護を必要とする人に対する支援体制の充実を図ることにより、安全安心に暮らせる地域を目指します。

- ・基本施策1 防災・防犯対策等の充実
- ・基本施策2 権利擁護体制の充実
- ・基本施策3 生活困窮者への支援

### 3 自助・互助・共助・公助による取組

地域福祉を推進するためには、人々が地域でお互いに支え合い・助け合い、そして協力し合うことが重要です。福祉サービスによる支援は、行政や事業者が提供するだけでは不十分であり、個々の思いやりや行動、さらに、それぞれの力を合わせ協力することも地域福祉を進める大きな力となります。

したがって、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」が互いに補い合い、連携し合って、それぞれの役割を果たしていくことが求められています。

- 自助 : 自分でできることは自分で行うこと。
- 互助 : 隣近所で助け合うこと。
- 共助 : 市民同士が助け合うこと。
- 公助 : 行政が公的に施策を実施すること。

### 4 地域福祉を推進するための関係者の役割

地域福祉の推進に当たっては、全ての関係者がそれぞれの強みを発揮し、弱みを補完し合って、支え合いや助け合いに取り組むことが求められます。本計画では、基本理念及び基本目標の実現に向け、関係者に期待される役割を次のように考えます。

#### ○ 地域に期待する役割

地域の支え合いや助け合いの活動主体（担い手）となるとともに、地域福祉への関心を高め、地域の絆を深め地域の課題に対する取組を充実させていくことが期待されます。

#### ○ 市民に期待する役割

市民一人ひとりが向こう三軒両隣の絆を深めるとともに、自らの住む地域に関心をもち、ボランティアなどの地域活動への参加を通じて、地域福祉への関心や理解を深め、地域への愛着を持って、社会貢献活動に取り組むことが期待されます。

#### ○ 事業所に期待する役割

福祉サービス事業所は、自主的にサービスの質の向上と多様なサービスの提供を図るとともに、専門性を生かし、積極的に地域福祉の拠点としての役割を發揮し、地域福祉のネットワークによる社会貢献活動などが期待されます。

また、一般企業においても、企業ができる社会貢献活動が期待されます。

## ○ ボランティア団体，NPO法人などに期待する役割

地域の支え合い・助け合いの活動主体（担い手）として，域福祉活動の実践や地域の生活課題の解決に向け柔軟に対応するとともに，市民に対し，活動参加の受け皿を提供することが期待されます。

## ○ 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は，社会福祉法により地域福祉の推進を担う団体として明確に位置付けられています。計画を推進するうえでは，地域の福祉活動への支援をはじめ，民間団体の先導的役割，さらには，地域活動への市民参加の関係団体・関係機関と行政間の調整役を担うことが求められています。

## ○ 市の役割

市は，市民一人ひとりが幸せに暮らせるまちを目指し，本計画の施策を総合的に推進し，地域福祉の向上に努めます。

また，地域，市民，事業所，各種団体，ボランティア団体，社会福祉協議会等との連携・協力を図り，地域の活動を支援し，地域の福祉活動を推進します。

## ※ 地域福祉に関わる関係者の用語説明

【地域】 社会福祉協議会支部の6地区（守谷地区，高野地区，大野地区，大井沢地区，北守谷地区，みずき野地区），自治会・町内会等となり，活動内容により地域の範囲が変わります。

【市民】 市民一人ひとりの個人です。

【事業所】 福祉サービス事業所及び一般企業です。

【ボランティア団体】

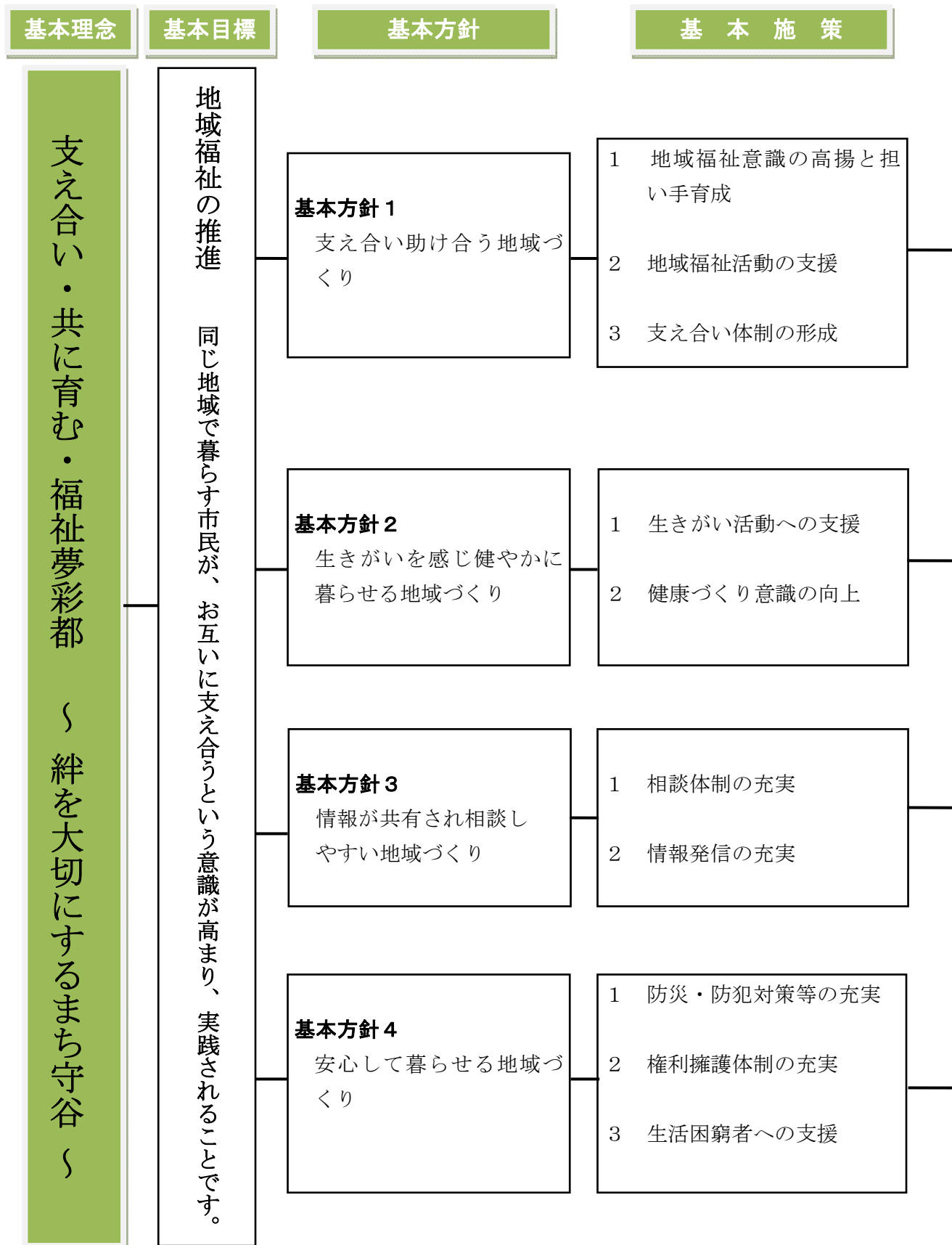
自主的に社会貢献活動などに参加し，無償の奉仕活動をする団体です。

【NPO法人】

利益追求のためではなく，社会的な使命を目指して活動する組織や団体で，かつ，「特定非営利活動促進法」に基づいて設立された法人

※ 第5章における取組の方向性における事業所等は，事業所とボランティア団体，NPO法人を合わせたものです。

## 5 施策体系



## 施策の方向性

### 1 市民の地域福祉の意識を高め、地域ボランティアが地域福祉活動の担い手となるよう支援します。

- ◎地域ボランティア人材の確保・育成 ◎地域で活躍するリーダーの発掘・育成
- ◎福祉に関する啓発の推進

### 2 地域福祉の核となる社会福祉協議会を中心として実施する福祉活動を推進します。

- ◎社会福祉協議会への支援と連携強化 ◎地域福祉活動助成制度による支援
- ◎地域担当職員制度による支援 ◎交流する場の創出支援

### 3 小地域での見守り活動を充実させ、地域主体による支え合い活動の構築に努めます。

- ◎見守り体制の形成 ◎生活支援サービスの整備

### 1 地域での交流を図り、高齢者や障がい者の生きがいづくりを支援します。

- ◎高齢者の生きがい支援 ◎障がい者の生きがい支援 ◎就労機会の提供

### 2 健康的な生活習慣の重要性に対し関心と理解が深まるよう、自らの健康づくりへの取組を支援します。

- ◎生活習慣病予防の推進 ◎身体活動・運動の推進 ◎こころの健康の推進

### 1 市民からの様々な相談に対応するため、市及び地域の相談体制の充実を図ります。

- ◎相談・支援体制の充実

### 2 必要とする人に行き渡る情報提供体制の充実を図ります。

- ◎各種福祉情報の収集及び発信

### 1 安心して暮らせる地域づくりを促進します。

- ◎避難行動要支援者登録制度の周知と支援体制の充実
- ◎自主防災組織への活動支援 ◎地域防犯体制（子どもの見守り等）の充実

### 2 擁護を必要とする人を支える体制の充実を図ります。

- ◎高齢者、子ども、障がい者等に対する虐待・DV対応
- ◎成年後見制度の利用促進 ◎障がいを理由とする差別の解消

### 3 多様な問題を抱える生活困窮者に対して、適切に支援します。

- ◎関係機関との連携による支援体制の強化

## 第5章 施策の展開

### 基本方針1 支え合い助け合う地域づくり

#### 基本施策1 地域福祉意識の高揚と担い手育成

##### 【現状】

地域による支え合い・助け合いを充実するためには、市民の地域福祉に対する理解が重要です。そして、みんなが協力し支え合いの活動に積極的に取り組む必要があります。その中心となるリーダーや担い手を発掘・育成する必要があります。

市では、地域福祉の担い手育成のために、市民大学において担い手の発掘・育成に取り組むとともに、高齢者の支援施策として認知症サポーター養成講座、シルバーリハビリ体操指導者養成講座などを開催しています。

また、市民活動支援センター及び社会福祉協議会のボランティア登録団体等が様々なボランティア活動を行っています。

さらに、現在、地域福祉活動を実践するために社会福祉協議会支部（6支部）を一つの地区として、地区ごとに地域福祉活動計画実行委員会を組織し、地域福祉の向上のために取り組んでいます。

##### 【課題】

地区ごとに地域福祉活動計画実行委員会が活動していますが、全ての地区でリーダー及び担い手の確保ができていないわけではありません。市民の地域福祉に対する意識と理解はまだ不足し、地域福祉活動に参加する市民は一部に留まっています（市民アンケートにおいて、この1年間に地域の福祉活動（手助けしたり、助け合う取組）に参加した市民の割合は、よく参加していると時々参加しているを合わせると21.9%）。今後、担い手の固定化や高齢化、若い世代への活動の広がり不足などの課題が挙げられ、更に多くの福祉活動を担う人材の発掘・育成するための取組が課題となっています。

## 【施策の方向性】

- 市民の地域福祉の意識を高め、地域ボランティアが地域福祉活動の担い手となるよう支援します。

◇取組を測る指標

目標指標	現状値 (H27)	目標値 (H33)
この1年間に地域福祉活動に参加した市民の割合	21.9%	30.0%

## 【地域・事業所等，市民，社会福祉協議会，市の役割】

### (1) 地域ボランティア人材の確保・育成

#### <取組の方向性>

情報提供や活動場所の支援を行うことにより、地域福祉活動を行うための環境づくりを支援します。

#### □地域・事業所等に期待する役割

- ・誰でも気軽に参加できる行事等を開催します。(地域)
- ・地域福祉活動への参加者を増やします。(地域)

#### □市民に期待する役割

- ・ボランティア養成講座等に参加します。
- ・地域福祉に対する理解を深め地域福祉活動に参加します。

#### □社会福祉協議会の役割

- ・ボランティアニーズの把握に努めます。
- ・ボランティア養成講座，研修会，交流会を開催します。

#### □市の役割

- ・地域福祉活動への参加者を増やすため，市民活動支援センター及び社会福祉協議会と連携を図り，ボランティアの活動環境の向上が図れるよう支援します。
- ・ボランティアニーズの把握に努めます。
- ・ボランティアやNPO法人の情報を提供します。
- ・地域の支え合い・助け合い等の地域福祉活動に取り組む（仮称）地域福祉活動協力員制度（※10）の導入を進めます。

## (2) 地域で活躍するリーダーの発掘・育成

### <取組の方向性>

地域においては、関係機関・団体と連携し、地域福祉活動に取り組むことで担い手を確保するとともに、リーダーとしての人材の発掘・育成を図ります。

#### □地域・事業所等に期待する役割

- ・地域福祉活動を通して、定年後の世代などの多くの人々に働きかけ、リーダーや担い手を発掘・育成します。(地域)

#### □市民に期待する役割

- ・地域福祉活動に関心を持ち理解を深め、地域や市の行事等に参加します。
- ・自治会・町内会や民生委員・児童委員の活動に理解を深めます。

#### □社会福祉協議会の役割

- ・地域福祉活動の担い手を育てる研修会や講習会を開催します。
- ・地域福祉活動を周知します。

#### □市の役割

- ・担い手育成のために、市民大学において人材の発掘や育成をします。
- ・認知症サポーター養成講座やシルバーリハビリ体操指導者養成講座などを開催し、リーダーや担い手を発掘・育成します。



### (3) 福祉に関する啓発の推進

#### <取組の方向性>

多くの市民が福祉への関心を高め、福祉活動との関わりを持てるよう、意識の啓発や福祉への理解を図っていきます。

#### □地域・事業所等に期待する役割

- ・施設開放や地域イベントを通じ、市民が福祉を身近に感じられる機会を作ります。(地域、事業所)
- ・地域において、子どもが福祉活動に参加する機会を作ります。(地域)

#### □市民に期待する役割

- ・地域福祉に関心をもちます。
- ・福祉に関する講演会等に参加します。
- ・地域福祉への理解や人権に対する理解を深めます。

#### □社会福祉協議会の役割

- ・学校と関係機関が連携して、車いす体験などの福祉体験教室などにより障がい者に対する理解を図ります。
- ・福祉教育の担当教職員を対象とした研修会を開催します。

#### □市の役割

- ・講演会等を開催し認知症や障がい者に対する福祉への関心を高め、福祉活動への関わりを持てるよう、意識の啓発や福祉への理解を図ります。
- ・認知症サポーター養成講座等を開催し、認知症への理解を図ります。
- ・出前講座等により福祉への理解を図ります。
- ・ノーマライゼーション教育を推進します。
- ・社会福祉協議会と連携して福祉教育の担当教職員を対象とした研修会を開催します。

## 基本施策 2 地域福祉活動の支援

### 【現状】

市では、市の情報や地域の課題を地域と行政で共有し、地域福祉計画や地域福祉活動計画及び地域課題を解決するために、平成24年8月から地域に市職員を配置する「地域担当職員制度」を導入し、地域福祉活動計画の取組を支援しています。

また、平成26年度から地域福祉活動計画実行委員会が地域福祉活動計画に基づき行う事業に対して、助成金を交付しています。

各地区では、この助成金を活用し交流する場の創設、あいさつ運動、地域情報紙の発行やお祭りなど地区ごとに地域に合った様々な事業に取り組んでおり、コミュニティが形成され、少しずつですが着実に地域の絆が深まっています。

### 【課題】

地域福祉の推進に当たっては、市や社会福祉協議会、地区別地域福祉活動計画実行委員会、自治会・町内会、事業所等、市民や様々な団体の協力と連携が必要となります。

そのため、市では行政と地域の情報や課題を共有するため、自治会・町内会に地域担当職員を配置し取り組んできました。今後、地域の実情に応じた職員の役割分担などを検証し、地域福祉活動に地域担当職員制度が有効に活用できるよう取り組むことが求められています。

また、地域福祉活動計画を実行に移す社会福祉協議会の活動内容を市民に理解していただくとともに（市民アンケートにおいて、守谷市社会福祉協議会が地域福祉の核として機能していると思う市民とどちらかといえば機能している市民を合わせると23.9%）、地区別地域福祉活動計画実行委員会が実施する地域福祉活動を市民が理解し、活動に参加していただくために、一層のPR活動が必要です。

### 【施策の方向性】

- 地域福祉の核となる社会福祉協議会を中心として実施する福祉活動を推進します。

◇取組を測る指標

目標指標	現状値 (H27)	目標値 (H33)
社会福祉協議会が地域福祉の核として機能していると思う市民の割合	23.9%	30.0%

## 【地域・事業所等，市民，社会福祉協議会，市の役割】

### （１）社会福祉協議会への支援と連携強化

#### ＜取組の方向性＞

社会福祉協議会が地域福祉推進の核として機能するよう連携を強化し，地域福祉活動計画が実践できるよう支援します。

#### □地域・事業所等に期待する役割

- ・社会福祉協議会の組織や活動を理解するとともに，地域福祉活動に社会福祉協議会と連携して取り組みます。（地域，事業所等）

#### □市民に期待する役割

- ・社会福祉協議会の組織や活動を理解します。
- ・社会福祉協議会が策定した地域福祉活動計画に基づく地域活動に参加します。
- ・地域が抱える課題を解決するため，地域福祉活動に参加します。

#### □社会福祉協議会の役割

- ・地域福祉を推進するために市と連携します。
- ・社会福祉協議会の活動内容を周知し，地域と協働で地域福祉に取り組みます。

#### □市の役割

- ・社会福祉協議会が地域福祉活動推進の核として機能するよう支援・連携します。
- ・地域福祉活動助成金制度を継続し，地域福祉活動計画が実践できるよう支援します。

## (2) 地域福祉活動助成制度による支援

### <取組の方向性>

地域福祉活動助成金を交付することにより、地域の課題は地域で解決できるよう支援します。

#### 地域・事業所等に期待する役割

- ・地域福祉活動助成金を活用し、市民が参加できる行事を開催し、地域の絆づくりに取り組むとともに、地域における課題解決に取り組みます。(地域)

#### 市民に期待する役割

- ・地域の絆を育むための地域行事等に参加するとともに、地域福祉に対する理解を深めます。

#### 社会福祉協議会の役割

- ・地域福祉活動助成制度を理解し、地域への周知に努めます。

#### 市の役割

- ・地域福祉活動を推進するために、地域における身近な生活課題を解決する取組に助成金を交付します。
- ・地域福祉活動計画実行委員会を支援するとともに、連携を図ります。

## (3) 地域担当職員制度による支援

### <取組の方向性>

地域担当職員制度により、地域への必要な情報を提供することで地域の福祉活動を支援します。

#### 地域・事業所等に期待する役割

- ・地域担当職員と情報を共有するとともに連携を図ります。(地域)
- ・地域の課題を互いに共有し、その課題解決に向け情報提供などの支援を受け、地域の福祉の向上に努めます。(地域)

#### 市民に期待する役割

- ・地域担当職員制度を理解します。

□社会福祉協議会の役割

- ・地域担当職員と連携し地域福祉活動に取り組みます。

□市の役割

- ・地域（自治会・町内会を含む）に適切な情報を提供するとともに、情報の共有及び連絡調整を行います。  
また、必要に応じ総会等に参加し、地域の特性を把握し地域福祉活動を支援します。
- ・市の課題や地域の課題となっている事項に取り組む場合に、市民の理解や協力が得られるよう地域との連絡調整を行います。
- ・地域の実情に応じた地域担当職員の役割分担などを検証し、地域担当職員制度が有効に活用できるよう取り組み、地域の課題解決に向けた地域活動を支援します。

#### （４）交流する場の創出支援

##### ＜取組の方向性＞

身近なところで気軽に交流できる場や、同じ悩みを持った人々が悩みを共有する場、生きがいつくりや仲間づくりができる場を充実させることにより、地域における孤立感や不安の解消と交流の促進を図ります。

□地域・事業所等に期待する役割

- ・誰でも気軽に参加できる行事等を開催します。（地域）
- ・地域において交流する場所の開放に努めます。（地域，事業所）
- ・地域で気軽に交流できる場を作ります。（地域，事業所等）

□市民に期待する役割

- ・自治会に加入して、地域に関心を持って交流し、地域への貢献に心掛けます。

□市の役割

- ・地域における居場所，交流の場（出前サロンの拡充を含む）づくりを支援します。
- ・活動拠点となる施設については、既存の公民館や集会所などを有効活用できるように支援します。

## 基本施策3 支え合い体制の形成

### 【現状】

地域には、一人暮らしの高齢者や認知症の高齢者、障がいのある人、子育てや介護が大変な人など周囲の支援を必要とする人が暮らしています。

このような人に対する公的福祉サービスは、その時々ニーズに応じて分野ごとに整備されていますが、市民の多様なニーズに対し、制度の狭間にあって対応が難しい問題も生じています。このため、福祉は行政だけではなく、地域や市民、各種団体等が連携して取り組み、支え合うことが求められています。

これまでも一部の地域（みずき野地区の「福祉協力員」による見守り、御所ヶ丘地区の「助け合い活動」等）では、あいさつ運動や見守りのための体制づくりに取り組み、市民による見守り活動を実施しています。

また、子どもから高齢者までの全ての市民が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、宅配事業者、新聞販売店、金融機関、タクシー会社、牛乳配達事業者、社会福祉法人等の事業所と「見守り活動等に関する協定（※11）」を締結し、見守り活動を行っています。

さらに、高齢者が徘徊により行方不明となった際の早期発見及び身元不明の高齢者を早期に保護できるよう、警察署と消防署で情報を共有する「守谷市徘徊高齢者等SOSネットワーク（※12）」を導入しています。

### 【課題】

誰もが地域で安心して生活するためには、地域での見守りや支え合い・助け合いを進めることが重要となりますが、少子高齢化の進展など地域の住環境の変化や支援者の確保等の理由でなかなか進んでいません（市民アンケートにおいて、お住まいの地域は、福祉活動で住民同士の交流や助け合いができていると思う市民とどちらかといえばできていると思う市民は46.9%）。子どもや高齢者を地域で見守るためには、隣近所、事業所等、地域全体で見守り体制を構築することが望まれています。

また、高齢者や障がい者等に対しては、多様な生活支援サービスを利用できる地域づくりをすることにより、高齢者、障がい者も生活支援の担い手として社会参加を可能とするために、互いに支え合える仕組みづくりが求められています。

## 【施策の方向性】

- 小地域での見守り活動を充実させ、地域主体による支え合い活動の構築に努めます。

◇取組を測る指標

目標指標	現状値 (H27)	目標値 (H33)
地域の中で、互いに支え合える仕組みが整っていると思う市民の割合 (アンケート調査に追加)	—	30.0%

## 【地域・事業所等，市民，社会福祉協議会，市の役割】

### (1) 見守り体制の形成

#### <取組の方向性>

子ども、障がい者及び高齢者を見守るため、地域による見守り活動に取り組みます。

#### □地域・事業所等に期待する役割

- ・「あいさつ運動」を進めます。
- ・地域の支え合い・助け合い等の地域福祉活動に取り組む（仮称）地域福祉活動協力員制度により、見守り活動に努めます。（地域）
- ・「見守り活動等に関する協定」を締結し、見守ります。（事業所）
- ・守谷市徘徊高齢者等SOSネットワークを知り、見守りに協力します。（地域）
- ・認知症サポーター養成講座を受講し、認知症の人やその家族を地域で見守ります。（地域）

#### □市民に期待する役割

- ・日頃から積極的にあいさつをします。
- ・隣近所付き合いにより、互いに見守ります。
- ・隣近所で声をかけあい、地域行事・活動に参加します。
- ・隣近所の異変に気付いたら、躊躇なく市に連絡します。
- ・認知症サポーター養成講座を受講し、認知症の人やその家族を見守ります。
- ・徘徊のおそれのある高齢者を介護する家族等は、守谷市徘徊高齢者等SOSネットワークに登録します。

□社会福祉協議会の役割

- ・向こう三軒両隣の関係づくりを推進します。

□市の役割

- ・地域の支え合い・助け合い等の地域福祉活動に取り組む（仮称）地域福祉活動協力員制度を導入します。
- ・障がいに対する正しい理解と認識を深められるよう、啓発活動に取り組み、地域での見守りを推進します。
- ・より多くの人々が認知症サポーター養成講座を受講できるよう、周知を図ります。
- ・見守りの大切さについて周知を図ります。
- ・事業所との「見守り活動等に関する協定」の締結を推進します。
- ・守谷市徘徊高齢者等SOSネットワークにより、地域における認知症高齢者の見守り体制を強化し、高齢者が徘徊した場合には早期発見を図ります。

## （２）生活支援サービスの整備

### ＜取組の方向性＞

高齢者や障がい者等の在宅での日常生活上の困りごとを的確に把握し、地域の特性に応じた日常の生活支援を支え合い・助け合いで行えるよう、生活支援サービス（※13）の整備に努めます。

□地域・事業所等に期待する役割

- ・地域の特性を生かし、日常の生活支援を助け合いで行うための解決策を検討します。（地域）
- ・生活支援サービスの担い手となる地域ボランティアを確保します。（地域）
- ・生活支援サービスを担う多様な団体等として協議体（※14）に参加し、地域で不足する支え合い・助け合いを把握し、新たなサービスの創出に参画します。（地域、事業所等）
- ・地域の支え合い・助け合い等の地域福祉活動に取り組む（仮称）地域福祉活動協力員制度を運用しながら、市民の困りごとを支援します。（地域）



#### □市民に期待する役割

- ・現在は生活支援が不要な人も、将来には生活する上で困ってしまうことが生じてくることを、自身のこと、家族のこととして理解します。
- ・生活支援サービスの担い手として地域ボランティアに参加し、生きがいのある生活を送ります。
- ・生活支援サービスの担い手として活動するために、担い手養成講座に参加します。

#### □社会福祉協議会の役割

- ・ボランティアによる在宅サービスである「ほほえみサービス（※15）」協力会員を増やす養成講座，研修会を開催します。
- ・協議体に参加し，地域に不足する支え合い・助け合いを把握し，新たなサービスの創出に参画します。

#### □市の役割

- ・生活支援サービスを担う多様な団体等により行われる定期的な情報共有の場として協議体を設置します。
- ・助け合いの推進役として生活支援コーディネーター（※16）を配置します。
- ・協議体に構成員として参加し，地域に不足する支え合い・助け合いを把握し，新たなサービスの創出に参画します。
- ・高齢者や障がい者の日常生活上の困りごとやニーズを的確に把握します。
- ・把握した困りごとについて，地域，市民，事業所等に周知し，他人事でなく自身のこと，家族のこととして理解していただけるよう努めます。
- ・把握した困りごとについて，生活支援サービスを担う多様な団体等と情報共有します。
- ・生活支援サービスの仕組みの一つとして，有償ボランティア制度の構築に取り組みます。
- ・市民が能力を生かし，生活支援サービスの担い手として社会参加できるよう働きかけます。

## 基本方針 2 生きがいを感じ健やかに暮らせる地域づくり

### 基本施策 1 生きがい活動への支援

#### 【現状】

生涯学習などの趣味、教養、資格取得、スポーツ活動、レクリエーション活動、芸術・文化活動、地域づくり活動、ボランティア活動に参加することで生きがいを感じる人が多くいます。生きがいを持つことにより、心身ともに健康になります。

市では、生涯学習の場を提供するための公民館等の貸出や公民館講座・教室、芸術祭等を開催し、生涯学習のきっかけづくりや高齢者が身近な場所で交流できる機会を提供するため出前サロン、シニアクラブの活動支援を行っています。

障がいのある人については、サービスを受けることにより自分自身の能力を伸ばし充実した日中活動ができるよう、サービス利用についての相談支援を行っています。

また、適正な就労をすることにより生きがいを感じる人もいます。就労支援においては、高齢者の就労支援としてシルバー人材センターへの支援をしています。障がい者の就労支援については、平成25年4月に「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用率が1.8%から2.0%に引き上げられたことにより、雇用者数は増加しているものの、未だ法定雇用率には至っていない状況です。

#### 【課題】

市民の中には、積極的に地域行事や趣味、ボランティアなどに参加している人もいますが、あまり地域の行事に参加しない人や趣味を持たない人も多くいます（市民アンケートにおいて、仕事や趣味、日々の生活などで生きがいを持っている市民（60歳以上の人）の割合は60.7%）。

障がい者、高齢者など、誰もが生きがいを持って生活できるよう、就労、地域での人との関わりあいや趣味、サークル活動、出前サロンなどをきっかけとした社会参加がしやすい環境づくりが必要です。

## 【施策の方向性】

- 地域での交流を図り、高齢者や障がい者の生きがいをづくりを支援します。

◇取組を測る指標

目標指標	現状値 (H27)	目標値 (H33)
生きがいを持っている高齢者（60歳以上の人）の割合	60.7%	65.0%
生涯学習に取り組む市民の割合	38.7%	45.0%

## 【地域・事業所等，市民，社会福祉協議会，市の役割】

### （1）高齢者の生きがい支援

#### ＜取組の方向性＞

高齢者が地域において、地域福祉活動の担い手となるよう参加を促すとともに、自治会・町内会、シニアクラブ、出前サロンの活動の活性化、生涯学習への参加を支援します。

#### □地域・事業所等に期待する役割

- ・地域における出前サロン活動に多くの人に参加できるようにします。（地域）
- ・事業所が持つ知識や活動の場を提供します。（事業所）
- ・出前サロンの立ち上げ活動に取り組みます。（地域）
- ・シニアクラブの立ち上げ活動に取り組みます。（地域）

#### □市民に期待する役割

- ・出前サロンに参加し、居場所を作ります。
- ・地域ボランティア活動に参加し、生きがいを持った生活を送ります。
- ・シニアクラブに参加します。
- ・もりや生き生きライフリーダーバンク（※17）に登録します。
- ・仕事や特技などこれまでの知識・経験を地域に還元します。
- ・生涯学習事業に参加します。

#### □市の役割

- ・シニアクラブや出前サロンの活動を支援します。
- ・多くの人に参加できるように、シニアクラブや出前サロンの活動内容、場所等の情報を提供します。
- ・シニアクラブや出前サロンの立ち上げ活動を支援します。
- ・脳活コーチボランティア（※18）による活動を推進し、認知症予防を推進し

ます。

- ・もりや生き生きライフリーダーバンクを周知するとともに、利用を推進します。
- ・生涯学習講座や教室を開催します。
- ・生涯学習に関する情報を提供し、支援します。

## (2) 障がい者の生きがい支援

### <取組の方向性>

地域でいつまでも自分らしく生きがいを持って暮らしていけるよう、障がい者を支援します。

#### □地域・事業所等に期待する役割

- ・障がい者の活動の場を提供するよう努めます。(事業所等)

#### □市民に期待する役割

- ・障がいについての理解を深めます。
- ・ボランティアとして活動に参加します。
- ・障がい者との交流機会に積極的に参加します。
- ・参加できる生涯学習やスポーツ活動に参加します。

#### □社会福祉協議会の役割

- ・障がい者が自分らしく生きられるようボランティア活動を充実します。

#### □市の役割

- ・講演会等を開催し、障がい者に対する福祉への関心を高め、福祉活動への関わりを持てるよう、意識の啓発や福祉への理解を図ります。
- ・地域の人との交流イベントを開催します。
- ・文化、スポーツ活動への参加を推進するために必要な支援を行います。
- ・障がい者への活動の場を提供することについて支援します。
- ・障がい者が自分らしく生きられるようボランティア活動を充実することについて支援します。

### (3) 就労機会の提供

#### <取組の方向性>

高齢者や障がい者が就労することにより、生きがいを持ち安心して暮らせるように、職業安定所等との連携やシルバー人材センターを支援します。

#### □地域・事業所等に期待する役割

- ・障がいのある人も定着して就労できるよう労働環境の改善を図ります。  
(事業所)
- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用率の達成を目指します。(事業所)
- ・高齢者が就労できる場を提供します。(事業所)

#### □市民に期待する役割

- ・障がいのある人への理解を深め、障がいのある人の就労が促進される気運を醸成します。
- ・仕事や特技などのこれまでの経験を生かした就労を検討します。
- ・シルバー人材センターの利用を考えます。

#### □市の役割

- ・障がいのある人が就労できるよう働く場の拡大を働きかけます。
- ・障がいのある人がその働く意欲や適性，能力に応じて就労できるよう，相談支援や情報提供を行います。
- ・シルバー人材センターを支援します。

## 基本施策2 健康づくり意識の向上

### 【現状】

健康づくり活動については、平成26年度に「第二次健康もりや21計画」を策定し、「身体活動・運動」「休養・こころの健康」「生活習慣病予防」「次世代の健康」など8分野について推進しています。がん検診や特定健診の受診勧奨については、健診日の増加や受診勧奨を工夫し、受診率の向上に努めてきました。運動の推進については、ウォーキングマップの作成や公園の健康器具の周知をしましたが、運動習慣の割合が増えない現状です。

また、介護予防事業については、出前サロン等においてシルバーリハビリ体操指導士会に体操指導を委託し、シルバーリハビリ体操を市全域で推進しています。

こころの健康については、正しい知識を啓発するため、メンタルヘルス講座を開催しましたが、参加人数が増えない現状です。こころの病は、身体の病気と違い、自分では気付きにくいものであるため、予防として十分な休養、セルフケアについて市民に広めていくための啓発が必要です。

食育活動については、平成25年度に「食育推進計画」を策定し、ライフステージごとの「食育事業」を行政や関係機関、食生活改善推進員等と協働で、保育所、子育て支援センター、幼稚園、学校、児童クラブ、地域等で推進しています。

また、関係機関の取組事業も増えていますが、成人期のメタボリックシンドローム対策や児童生徒の手洗い習慣など新たな課題が出てきています。

### 【課題】

市民が心身の機能を維持し、疾病を予防して健康を維持するためには、日頃の生活習慣を見つめ直すことも必要です。自分の身体の状態や生活に合わせ、バランスのとれた食生活、適度な運動、十分な休養やこころの健康づくり、禁煙、適量飲酒などを心掛けることが重要です。

市においては、生活習慣病の予防、運動の推進、こころの健康、食育活動について、地域での啓発方法及び推進方法を検討するとともに、人材育成や活動団体間の連携に取り組む必要があります。

さらに、高齢者が増加している現状から、健康寿命を延ばすためにも介護予防に取り組む市民を増やす必要があります（市民アンケートにおいて、心身ともに健康だと感じている市民とどちらかといえば感じている市民は76.0%）。

各種検診の受診率は、目標値に達していない状況であり、更に受診率向上を目指す必要があります。

## 【施策の方向性】

- 健康的な生活習慣の重要性に対し関心と理解が深まるよう、自らの健康づくりへの取組を支援します。

◇取組を測る指標

目標指標	現状値 (H27)	目標値 (H33)
心身ともに健康だと感じている市民の割合	76.0%	80.0%
1年に1回健診を受けている市民の割合	79.2%	80.0%

## 【地域・事業所等，市民，社会福祉協議会，市の役割】

### (1) 生活習慣病予防の推進

#### <取組の方向性>

健康的な生活習慣に関心が持てるように、地域ぐるみでの健康づくりを推進します。また、受診しやすい検診体制を整備することにより、健康診査・がん検診の受診率の向上を図ります。

#### □地域・事業所等に期待する役割

- ・生活習慣病予防のために食生活改善推進委員が料理教室等を開催します。(ボランティア団体)
- ・食生活改善推進員が野菜摂取と減塩を普及します。(ボランティア団体)

#### □市民に期待する役割

- ・毎年健康診査・がん検診を受けます。
- ・定期的に自宅で血圧を測定します。
- ・かかりつけ医を確保します。
- ・3食を食べることと野菜摂取，減塩に心掛けます。
- ・バランスのとれた食生活をするため料理教室に参加します。

#### □市の役割

- ・生活習慣病予防のための健康教育の充実を図ります。
- ・ホームページや市政情報モニター等を活用した生活習慣病予防啓発活動を実施します。
- ・市民の食生活による健康づくりのために、地域のボランティアとして活動する食生活改善推進員を定期的に養成します。
- ・食生活改善推進員と協働で食育活動を各地域で展開します。

- ・小児生活習慣病予防検診等の実施により，子どもの時からの適正体重などへの意識付けや野菜摂取を推進します。
- ・受診しやすい検診体制を整備します。

## (2) 身体活動・運動の推進

### <取組の方向性>

いつでも，どこでも，楽しく運動に取り組めるように，スポーツ活動やシルバーリハビリ体操を推進するとともに，出前サロンやシニアクラブを支援します。

#### □地域・事業所等に期待する役割

- ・地域において気軽にできる運動等を企画します。(地域)
- ・集会所等の身近な場所で，高齢者を対象とした運動教室を開催します。(地域)

#### □市民に期待する役割

- ・定期的に運動をするように心掛けます。
- ・運動，スポーツに関心を持ち，運動教室やサークルに自主的に参加するよう努めます。
- ・出前サロン，シニアクラブ，サークル活動等に参加します。
- ・シルバーリハビリ体操等の体操教室に参加し，介護予防に取り組みます。
- ・出前講座を活用し，介護予防に関する知識を得ます。

#### □社会福祉協議会の役割

- ・「健康水中体操」を継続し，自分のことは自分でできる体作りを推進します。
- ・自主サークル設立を支援します。

#### □市の役割

- ・ウォーキングマップやいばらきヘルスロードを周知します。
- ・ミニ歩く会等自主団体と協働でウォーキング教室等を開催し，ウォーキングや軽スポーツ等の運動を推進します。
- ・ウォーキングコースの看板設置の工夫や公園に設置した健康器具の使用方法的周知により，地域全体で運動する機会の充実を図ります。
- ・シルバーリハビリ体操指導士会に体操指導を委託し，シルバーリハビリ体操を更に推進します。



- ・各種スポーツ大会・教室の開催など，スポーツ活動に取り組むための支援をします。

### (3) こころの健康の推進

#### <取組の方向性>

こころの健康に関する情報を周知するとともに，「こころの健康」相談窓口を充実します。

#### □地域・事業所等に期待する役割

- ・困っている人や悩んでいる人から相談があった場合は，必要に応じて適切な相談窓口へつなぎます。(地域)

#### □市民に期待する役割

- ・休養のためにゆっくり休みます。
- ・適度な運動などで，ストレスを発散するよう心掛けます。
- ・一人で悩まず，友達や身近な医療機関や市の相談窓口にご相談します。

#### □市の役割

- ・こころの健康に関する情報を周知します。
- ・地域の人が参加しやすい出前講座を開催します。
- ・「こころの健康」相談窓口の周知を図るとともに，福祉・医療関係機関等と連携し相談対応の充実に努めます。

## 基本方針3 情報が共有され相談しやすい地域づくり

### 基本施策1 相談体制の充実

#### 【現状】

市の福祉に関する相談支援体制については、高齢者支援、障がい者支援、子ども・子育て支援、こころの健康支援等の各分野で相談支援拠点が整備されています。

また、社会福祉協議会の相談事業とそれぞれが連携して相談支援に当たっています。市民の相談内容は、介護に関することや認知症、障がい、難病、生活困窮、子育て、DV、こころの健康に関する事など様々で、なおかつ近年は、相談内容が多岐に渡るケースが増えています。

「高齢者支援」では、市役所の地域包括支援センターのほか、身近な相談窓口として市内に4箇所の在宅介護支援センターがあり、高齢者に関する様々な相談に対応しています。

「障がい者支援」については、市役所の相談窓口のほか、守谷市障がい者福祉センター（ひこうせん）内にある障がい者相談支援センター、保健センター、こども療育教室、障がい者相談員などで相談に応じています。また、困難事例を解決するために「守谷市地域ケアシステムサービス調整会議（※19）」で対応策を協議しています。

「子ども・子育て支援」では、市役所の相談窓口のほか、家庭児童相談室、保健センター、保育所、幼稚園、小中学校など互いに連携して相談に応じるとともに、児童センターで出張相談を実施しています。また、困難事例を解決するために「守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会（※20）」で対応策を協議しています。

#### 【課題】

福祉相談は、一人の人の相談が複合的で複数の部署に関係するなど、年々複雑多様化してきています。

また、高齢者や体の不自由な人にとっては、身近な地域の中で気軽に相談できることが、日常生活を支えるうえで大変重要になってきています。

このため、複雑多様化する相談に各担当部署が連携し、相談者への支援が円滑に行えるようにする必要があります。さらに、児童、高齢者、障がい者の安全を守るうえで、児童虐待・高齢者虐待等に対する早期発見・早期対応が重要になってきます。

また、困難事例が多くなっていることから、家庭相談員、障がい者相談員等の各相談員のスキルアップが必要になってきています。

## 【施策の方向性】

- 市民からの様々な相談に対応するため、市及び地域の相談体制の充実を図ります。

◇取組を測る指標

目標指標	現状値 (H27)	目標値 (H33)
在宅介護支援センターでの相談件数	289件	380件
障がい者相談支援事業所での相談件数	678件	850件

※ 平成27年度末現在の在宅介護支援センター及び障がい者相談支援事業所数は、どちらも4箇所です。

## 【地域・事業所等，市民，社会福祉協議会，市の役割】

### (1) 相談・支援体制の充実

#### <取組の方向性>

困ったときに身近なところで気軽に相談できるように、民生委員・児童委員、在宅介護支援センター、障がい者相談支援事業所等の関係機関との連携を図り、多様なニーズに対応できる相談体制の充実を図ります。

#### □地域・事業所等に期待する役割

- ・専門の知識や技術を生かした相談・支援活動を行います。(事業所等)
- ・相談を受けたら地域の民生委員・児童委員や市へ連絡します。(地域)
- ・在宅介護支援センターの事業内容や障がい者相談支援事業所の事業内容を周知するとともに、気軽に相談できるよう努めます。(事業所)
- ・民生委員・児童委員の活動を理解し、活動しやすいよう支援します。(地域)
- ・福祉サービス事業所等は専門の知識や技術を生かした相談・支援活動を行うとともに、関係機関と連携を図り多様な相談に対応します。(事業所等)

#### □市民に期待する役割

- ・困ったときに相談できる人や窓口を日頃から確認・確保しておきます。
- ・一人で悩まず、地域の民生委員・児童委員に相談します。
- ・困っていると思われる人を見かけたら地域の民生委員・児童委員や市に連絡します。

#### □社会福祉協議会の役割

- ・福祉相談，ふれあい電話相談などの各種相談については，市の相談窓口と連携し，相談者の立場になって取り組みます。
- ・地域で課題を抱えている人が相談できる体制を充実し周知します。

#### □市の役割

- ・相談者の立場になって，関係部署と連携を図りながら分かりやすく親切丁寧に対応します。
- ・複雑多様な個別の相談について，的確に応じることができるよう，相談窓口の充実を図るとともに，相談を受ける人材の育成を図ります。
- ・高齢者に対しては，地域包括支援センター，在宅介護支援センターが相談窓口となり，生活を軸とした相談を受け，適切な制度の利用につなげるとともに，必要に応じて支援します。
- ・障がい者（児）に関する相談については，市役所の相談窓口のほか，障がい者相談支援センター，保健センター，こども療育教室，障がい者相談員などと，お互いに連携して相談に応じるとともに，必要に応じて支援します。
- ・子ども・子育てに関する相談では，市役所の相談窓口のほか，家庭児童相談室，保健センター，保育所，地域子育て支援センター等の関係機関と連携して相談に応じるとともに，必要に応じて支援します。
- ・在宅介護支援センターの事業内容等を周知します。
- ・市民に民生委員・児童委員の活動を広く周知し，各地域において密着した活動ができるよう支援します。
- ・複合的で複雑な相談の対応については，専門機関と連携を図るとともに，保健・福祉担当課で組織する「保健福祉部関連業務に関する処遇検討会議（※21）」において，最も適したサービスの種類や処遇について検討します。



## 基本施策 2 情報発信の充実

### 【現状】

必要な人に、必要なときに、必要なサービスの情報が届くことは、地域で安心して暮らしていくためには重要なことです。

現在、市では、広報もりや、社会福祉協議会だよりなどが定期的に発行され、自治会・町内会配布、公共施設窓口配布等の方法で各世帯に届けています。

また、市のホームページやSNS（※22）、メールマガジン（※23）、暮らしの便利帳、個別通知等、多様な手段・媒体の活用により、情報の発信に努めています。

さらに、地域福祉活動においては、地域コミュニティ紙を発行し、地域の情報を発信している地域もあります。

### 【課題】

情報の提供に当たっては、全ての市民が容易に情報を得ることができ、その内容を十分に理解できることが重要です（市民アンケートにおいて、「行政情報が十分に提供されていると感じている市民」は、そう思う、どちらかといえばそう思うとふつうを合わせると78.9%）。

支援が必要な人に福祉サービスやその手続方法など、特に高齢者や障がい者に分かりやすく的確に情報が伝達できるよう情報の提供方法や情報格差を補う工夫が必要です。

### 【施策の方向性】

○必要とする人に行き渡る情報提供体制の充実を図ります。

◇取組を測る指標

目標指標	現状値（H27）	目標値（H33）
行政情報が十分に提供されていると感じる市民の割合	78.9%	90.0%
市民と行政との間で市政情報が適切に共有されていると感じる市民の割合	70.9%	80.0%

## 【地域・事業所等，市民，社会福祉協議会，市の役割】

### （１）各種福祉情報の収集及び発信

#### ＜取組の方向性＞

福祉サービスに関する情報が、必要とする人にとって入手しやすいよう適切で効果的な情報伝達手段を構築します。

#### □地域・事業所等に期待する役割

- ・福祉に関する情報や地域情報を市民が共有するために、地域コミュニティ紙の発行や回覧等により周知に努めます。（地域）
- ・地域福祉活動を通じて、福祉に関する情報交換を行います。（地域，事業所等）
- ・積極的に利用者への業務内容や福祉情報を提供します。（事業所）

#### □市民に期待する役割

- ・広報紙，回覧等には必ず目を通すように心掛けます。
- ・福祉に関する各種制度について関心を持ちます。
- ・メールやインターネットを使った情報に親しむようにします。
- ・出前講座に参加します。

#### □社会福祉協議会の役割

- ・社協だより，ホームページを充実し，分かりやすく情報を提供します。

#### □市の役割

- ・広報もりや，ホームページ等を活用し，分かりやすい情報を提供します。
- ・福祉分野ごとのガイドブックを分かりやすく作成し，周知に努めます。
- ・出前講座などにより福祉サービス内容の周知を図ります。

## 基本方針 4 安心して暮らせる地域づくり

### 基本施策 1 防災・防犯対策等の充実

#### 【現状】

防災については、市民の防災意識の高揚と、災害時に備えた組織づくりや資機材の整備を行うことで、災害時における被害の軽減を図る必要があります。

市では、広報紙やホームページをはじめ防災講演会等を通じて、防災に対する情報発信を行っています。また、自主防災組織の結成促進、発災対応型防災訓練の実施に向け、自治会・町内会へ積極的に働きかけを行うとともに、市民自らが防災対策を講じるよう啓発に取り組んでいます。

さらに、災害時の避難等が困難な市民を対象とした避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援を行う関係機関や自治会・町内会に提供を行っています。また、迅速な支援活動が行える体制づくりに協力する自治会・町内会も年々増加しています。

防犯については、市民を中心とした守谷市防犯パトロール隊による通学路を含めたパトロールが実施されているほか、防犯指導員による防犯講話等の防犯活動により、刑法犯認知件数の減少が続いています。市においては、防犯カメラを平成28年度までに130基設置し、犯罪の抑止や安全性の向上に努めています。

#### 【課題】

防災については、毎年、自主防災組織結成団体数及び資機材整備申請団体が増加しています。しかし、世帯数から算出する結成率が県の平均を下回っていることから、更なる結成率の向上が課題となっています。そのため、自主防災組織が未結成の自治会・町内会の中で、防災訓練等活発な活動を行っている自治会・町内会とは個別に自主防災組織の結成に向けて協議を行っています（市民アンケートにおいて、お住まいの地域が、災害に対して安心して暮らせる地域だと思う市民とどちらかといえばそう思う市民の割合は78.3%、また、ご近所に避難行動要支援者がいることを知っている市民の割合は17.0%）。

また、東日本大震災を踏まえた災害対策基本法の改正に際し、市町村では「避難行動要支援者名簿」の作成が義務化されたところです。市では、要支援者の支援のために、より多くの自治会・町内会の協力を得て、災害時の迅速かつ的確な取組に資するよう求められています。

防犯については、地域と警察が連携し地域ぐるみで子どもの見守りを行うため、市民への防犯意識の啓発を推進することや防犯パトロールへの参加及びメールもりやの加入者を増やすことが課題となっています。



## 【施策の方向性】

### ○ 安心して暮らせる地域づくりを促進します。

◇取組を測る指標

目標指標	現状値 (H27)	目標値 (H33)
災害面で安全に暮らせると思う市民の割合	78.3%	82.0%
災害時に、近所に助けが必要な人がいることを知っている市民の割合	17.0%	25.0%
人口千人当たりの刑法犯認知件数 (年間)	10.3件	10件

## 【地域・事業所等，市民，社会福祉協議会，市の役割】

### (1) 避難行動要支援者登録制度の周知と支援体制の充実

#### <取組の方向性>

避難行動要支援者登録制度の更なる周知，普及を図り，災害時に地域の中で必要な支援が受けられる体制を目指します。

#### □地域・事業所等に期待する役割

- ・防災訓練を実施し，市民の防災意識啓発を行います。(地域)
- ・普段から見守りや声掛けを行い，要支援者との信頼関係を構築します。(地域)
- ・避難支援活動に積極的に取り組みます。(地域，事業所等)

#### □市民に期待する役割

- ・災害時の情報取得のため，メールもりやに登録します。
- ・災害時の避難支援活動に協力します。
- ・災害時に避難等が困難で支援が必要となる人は，自らが要支援者であるという意思表示を行います(避難行動要支援者名簿の登録と開示の同意)。

#### □市の役割

- ・災害時は，市からのメールもりやはじめ，多様な伝達手段により自治会・町内会を通じた対象地域への連絡網等による情報伝達に努めます。
- ・避難支援活動に協力する自治会・町内会を増やします。
- ・避難支援活動に協力する自治会・町内会を支援します。
- ・避難行動要支援者登録制度の周知及び普及を図ります。

## (2) 自主防災組織への活動支援

### <取組の方向性>

自主防災組織等の支援組織と情報を共有することにより、災害時における情報伝達や避難誘導等、災害に備えた避難支援体制づくりに努めます。

#### □地域・事業所等に期待する役割

- ・ 公共機関に代わってその役割を担い、避難所の運営に努めます。(地域)
- ・ 自主防災組織の結成を進めます。(地域)
- ・ 地域の特性や地域にどのような人が住んでいるかを熟知している市民が、災害発生時に市民同士で自分たちが住んでいる地域は自分たちで守るという意識を持って活動できるようにします。(地域)

#### □市民に期待する役割

- ・ 自主防災組織の活動に参加します。
- ・ 災害時における避難支援活動に協力します。

#### □市の役割

- ・ 消防署、消防団、防災関係団体の協力を得て、市主催の防災訓練の実施や地域による防災訓練の支援を通じて、防災意識の啓発を行います。
- ・ 防災講演会や広報紙等で、防災に関する意識の向上を図ります。
- ・ 自主防災組織を結成する場合に資機材の援助と活動を支援します。
- ・ 避難所運営を支援します。

### (3) 地域防犯体制（子どもの見守り等）の充実

#### <取組の方向性>

市と関係機関・団体，地域が連携し，犯罪防止の体制づくりを推進します。

#### □地域・事業所等に期待する役割

- ・子どもの登下校時や危険箇所のパトロールなどの防犯活動により，子どもの見守り活動を強化します。（地域）
- ・「見守り活動等に関する協定」を締結し，子ども，障がい者及び高齢者等を見守ります。（再掲）（事業所）
- ・通学路などの青色防犯パトロール車による巡回や立哨活動を保護者や地域で引き続き行います。（地域）

#### □市民に期待する役割

- ・防犯キャンペーンや地域の防犯パトロールに参加します。
- ・「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を持ちます。
- ・「こどもを守る 110 番の家」の登録に協力します。

#### □市の役割

- ・防犯キャンペーン・防犯パトロールなどを通じて，市民の防犯意識の高揚に努めます。
- ・メールもりや，SNS，ホームページ及び広報もりやを通して，防犯情報を提供します。
- ・事業所との「見守り活動等に関する協定」の締結を推進します。（再掲）
- ・通学路などの青色防犯パトロール車による巡回や立哨活動を保護者や地域の協力を得て引き続き行います。
- ・不審者等の情報は，速やかな保護者への周知と全校での共有に引き続き努めます。

## 基本施策 2 権利擁護体制の充実

### 【現状】

高齢者や障がい者が年々増加している現在、誰もが地域で安心して生活するために、その人の権利や財産などが守られ、虐待などを受けることがないようにするための「権利擁護」の仕組みが重要となります。市では、判断能力が十分でない認知症高齢者や知的障がい者等に対する権利擁護の制度・事業を行うとともに、虐待の防止や人権教育の推進などに取り組んでいます。

また、認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分となった人に代わり、家庭裁判所が選任した後見人等が財産管理などを行うことで、必要なサービスが受けられるようにするために、「成年後見制度（※25）」があり、今後、更に広く周知する必要があります。

児童に対する虐待については、「守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会」内において連携を密にし、要保護児童の早期発見や要支援児童への適切な支援を行っています。

配偶者からの暴力（DV（※26））に対しては、被害者の保護や相談がスムーズにいくよう関係部署との連携を図りながら、早期発見、早期対応に取り組んでいます。

### 【課題】

近年増加している認知症の人や知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な人や突発的な出来事により一時的に精神が不安定な人、孤立的な人などが安心して日常生活を送れるような支援が必要です。そのため、成年後見制度の利用も一つの方法となりますが、成年後見制度は財産の管理が主になります。

また、誰もが、人としての尊厳を持って、家庭や地域社会の中で、障がいの有無や年齢、性別によって差別されず、安心して生活が送れるように市民一人ひとりの人権を尊重する地域づくりが必要です（市民アンケートにおいて、人権が尊重されているまちだと思う市民の割合は、64.9%）。

児童に対する虐待については、虐待を未然に防止することや早期発見ができるよう子育て支援関連機関等との更なる連携を図るとともに市民に対しては、虐待防止への意識の高揚を図ることが必要です。

障がい者に対する対応については、事業所において不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供が適切になされるよう求められています。

### 【施策の方向性】

- 擁護を必要とする人を支える体制の充実を図ります。

◇取組を測る指標

目標指標	現状値 (H27)	目標値 (H33)
人権が尊重されているまちだと思える市民の割合	64.9%	70.0%

**【地域・事業所等，市民，社会福祉協議会，市の役割】**

**(1) 高齢者，子ども，障がい者等に対する虐待・DV対応**

**<取組の方向性>**

高齢者や子ども，障がい者等に対する虐待やDVの予防，早期発見・早期対応を図ります。

地域・事業所等に期待する役割

- ・子育て支援関連機関や医療機関，介護サービス事業所等において，虐待等の疑いがある場合は，市に連絡します。(事業所等)
- ・地域で虐待等を発見した場合は，市に連絡します。(地域)

市民に期待する役割

- ・認知症や障がい者に関する理解と知識を深めます。
- ・隣近所において，虐待が行われていると思われる場合は，市に連絡します。
- ・配偶者に対する暴力（DV）が，犯罪であることの認識を深めます。

社会福祉協議会の役割

- ・DVに対してスムーズに対応できるよう，市や県の相談窓口である女性相談センター，警察等の関係機関と連携体制を強化します。

市の役割

- ・守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会の構成機関と連携を図りながら，児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。
- ・児童虐待，障がい者虐待，高齢者虐待の防止に関する啓発を進めるとともに，擁護者への早期対応・早期支援を行います。
- ・虐待対応については，高齢者と接する機会が多い介護サービス事業所等の職員に対する研修を行います。
- ・DVに対してスムーズに対応できるよう，女性相談センター，警察等の関係機関と連携体制を強化します。
- ・講演会等を開催し認知症や障がい者に対する関心を高め，意識の啓発や福祉への理解を図ります。

## (2) 成年後見制度の利用促進

### <取組の方向性>

判断能力が不十分な人へ適切な支援を行うため、関係機関・団体と連携し、成年後見制度の利用を促進します。

#### □地域・事業所等に期待する役割

- ・成年後見制度の利用が必要と考えられる場合は、関係機関に相談します。  
(地域、事業所等)

#### □市民に期待する役割

- ・成年後見制度の利用方法等について理解します。
- ・判断能力が衰えたときに備えて、判断能力が衰える前から後見人を自分で選び契約しておく「任意後見制度」について理解します。
- ・家族や親族で話し合う機会を持ち、将来の不安について考えます。

#### □社会福祉協議会の役割

- ・金銭管理に不安のある人へのサポートにおいて、必要に応じて成年後見制度を利用するよう案内します。

#### □市の役割

- ・判断能力が十分でない高齢者、障がい者の権利擁護を推進するため、成年後見制度の内容を分かりやすく説明し、普及促進等を図ります。
- ・制度の利用が必要と思われる高齢者や障がい者の親族等に対して、制度の説明や申し立てに当たっての関係機関の紹介などを行います。
- ・介護サービス事業所の職員に対し、研修会を開催して制度の理解を促します。
- ・成年後見人の親族に申し立て者がいない場合には、成年後見審判申立ての支援を行います。

### (3) 障がいを理由とする差別の解消

#### <取組の方向性>

市民に対して障がいを理由とする差別解消の啓発を行います。

また、障がいを理由として障がい者の権利利益を侵害することがないようにするとともに、障がい者等から社会の中にある様々な障壁（バリア）を取り除くよう求めがあったときは、負担が過重にならない範囲で取り除くようにします。

#### 地域・事業所等に期待する役割

- ・障がいを理由として、障がい者の権利利益を侵害することがないように努めます。（地域，事業所等）
- ・障がい者等から社会の中にある様々な障壁（バリア）を取り除くよう求めがあったときは、負担が過重にならない範囲で取り除くように努めます。（事業所）

#### 市民に期待する役割

- ・障がいの有無によって分け隔てられることなく，相互に人格と個性を尊重します。

#### 市の役割

- ・市の事務や事業を行う上で，障がいを理由とした障がい者の権利利益の侵害を防止します。
- ・市の事務や事業を行う上で，障がい者等から社会の中にある様々な障壁（バリア）を取り除くよう求めがあったときは，負担が過重にならない範囲で取り除きます。
- ・障がいを理由とする差別解消の啓発を行います。

## 基本施策 3 生活困窮者への支援

### 【現状】

平成27年4月から「生活困窮者自立支援法」が施行されたことに伴い、自立支援に係る対策が必要とされています。この法律では、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずるものとされています。この背景としては、平成7年以降の生活保護受給者の増加への対応があります。

国内における生活保護受給者数は、平成28年2月現在で2,161,307人（保護率で1.7%）、1,632,946世帯となっており、平成20年の世界金融危機以降急増していましたが、季節要因による増減はあるもののほぼ横ばいで推移しています。

市の生活困窮者の相談状況は、平成27年度における相談件数は109件で、主な相談内容としては、無年金者や最低生活費に満たない年金収入の高齢者世帯からの相談、障がい傷病等により働けない人からの相談が増えている状況です。

### 【課題】

生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施する必要があります。

### 【施策の方向性】

- 多様な問題を抱える生活困窮者に対して、適切に支援します。

◇取組を測る指標

目標指標	現状値 (H27)	目標値 (H33)
1か月以上相談支援を行ったにもかかわらず、生活保護に至った割合	1.8%	1.0%



## 【地域・事業所等，市民，社会福祉協議会，行政の役割】

### （１）関係機関との連携による支援体制の強化

#### ＜取組の方向性＞

多様な課題を抱える生活困窮者に対して，自立に向けて包括的かつ継続的に支援します。

#### □地域・事業所等に期待する役割

- ・生活困窮者が孤立しないように，地域でのつながりを持ちます。（地域）
- ・生活に困っている人がいたら，地域の民生委員・児童委員や市等の相談窓口を紹介します。（地域，事業所等）

#### □市民に期待する役割

- ・一人で悩まずに，地域の民生委員・児童委員や市等に相談します。
- ・周りに生活に困っている人がいたら，地域の民生委員・児童委員や市等の相談窓口を紹介します。

#### □社会福祉協議会の役割

- ・お金の貸付相談に対応し，自立に向けた支援を継続的に行います。
- ・NPO法人フードバンク茨城が実施している支援事業（食の支援）の窓口となり支援します。
- ・行政等の関係機関と連携し，相談支援を行います。

#### □市の役割

- ・生活困窮者に寄り添った支援を行います。
- ・病気，無年金，失業などの理由による金銭的な問題など，複合的な問題を抱えた生活困窮者への相談支援により，その人の課題が解決できるよう包括的な支援をします。

## 第6章 地域福祉計画と地域包括ケアシステム

### 1 地域包括ケアシステムの概要と地域福祉計画との関わり

#### (1) 概要

高齢社会の到来とともに、医療・介護を必要とする高齢者が大幅に増加し、世帯構成もひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の急増により、家庭における介護力低下、認知症高齢者の増加が予想され、特に団塊の世代が75歳以上になる平成37年以降、その流れは更に強まっていくと考えられます。

市の平成27年10月1日（国勢調査）における75歳以上の人口は4,503人で、平成37年の75歳以上の推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）では8,499人を見込んでおり、平成27年と比較すると約1.9倍になります。

「地域包括ケア」とは、「要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域や自宅で生活し続け、人生最期のときまで自分らしく生きたい」と望む人が、医療や介護の必要なサービスを受けながら、在宅で自立した生活を続けていくためには、地域ぐるみで支えるという考え方です。そして、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「仕組み・体制」が「地域包括ケアシステム」であり、その構築を着実に進めていくことが必要となります。

市では、これまでも「生き生きと暮らせる高齢者福祉の推進」の実現を目指し、「第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」において立ち上げた保健福祉部、市民協働推進課及び社会福祉協議会との検討会「地域包括ケアシステム構築検討委員会」での取組や介護・医療等様々な立場の人との連携を図り、「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んできました。平成25年度には、モデル事業としてみずき野町内会の協力により、市民が市民を見守る「福祉協力員」による見守りの体制づくりに取り組みました。

また、「第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」において、地域包括ケアシステムの構築プロセスを明確化し、①地域の社会資源（※27）の把握、②市民ニーズや地域の実情を把握 ③地域の関係者によるネットワークづくり、④地域ケア会議及び総合相談の実施、⑤地域での課題抽出と解決に向けた方策、⑥介護・予防・生活支援等のサービス基盤の整備と六つの項目を立てて取り組んでいます。

今後、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とする「第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を作成し、地域包括ケアシステムの構築に引き続き取り組めます。

## (1) 地域福祉計画との関わり

地域では、事業所による福祉サービスのほか、日頃の声かけや見守りをはじめ、日常生活において市民同士による支え合い・助け合いが必要となっています。

この互いに支え合い・助け合いができる地域づくりをしていくことが、住み慣れた地域で生活し続け、人生最期のときまで自分らしく生きることにつながります。

地域包括ケアシステムは、医療や介護の専門職によるサービスを選択し利用する仕組みだけで構築できるものではなく、地域ボランティア、NPO、民間企業等の多様な主体と行政が連携し、地域の実情を把握し、支え合い・助け合いの体制が作られることにより「医療・介護・予防・住まい・生活支援が相互に連携しながら一体的に提供されるシステム（仕組み）が構築されている」状況になります。

このようなことから、第2期計画において、見守り体制の形成や生活支援サービスの整備に取り組むものとしています。

## 2 地域包括ケアシステム構築への取組

地域包括ケアシステムは、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」の五つの要素があります。

### ○ 医療

市の取組は、医療・介護連携の推進です。

平成25年度から27年度までは、茨城県の医療介護連携拠点事業として、取手市医師会が事業に取り組んできました。

平成28年度からは、守谷市の委託事業として、取手市医師会が地域の医療機関との連携体制の構築や多職種の人材育成に取り組んでいます。

### ○ 介護

平成27年度の介護保険法の改正により、平成29年4月から介護予防事業の一部を市町村が独自に実施する介護予防・日常生活支援事業（新しい総合事業）に移行されるため、その仕組みづくりと将来に向けた介護サービス提供に関する人材や事業者の確保に取り組んでいます。

また、認知症高齢者の支援として、初期集中支援チームによる初期段階での支援体制を充実させます。

### ○ 予防

高齢者が生き生きと暮らすには、住み慣れた地域で自立した生きがいのある生活を実現することが必要です。そのために「げんき館」での介護予防事業のほか、生涯学習、スポーツ活動、サロン活動やシニアクラブなど、様々な事業に気軽に参加できるような分かりやすい情報の提供に努め、各々の活動が充実するよう引き続き支援していきます。

また、前述の介護と合わせて新しい総合事業への移行によって予防事業が統合されることから、その円滑な事業の移行に取り組めます。

### ○ 住まい

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して住み続けられることを目指し、在宅介護を継続するため、作業療法士、理学療法士が訪問し、住まいの中で段差の解消や手すりの設置などの生活環境の整備、適正な介護環境確保のための住宅改修等の相談を生活状況に応じて実施しています。

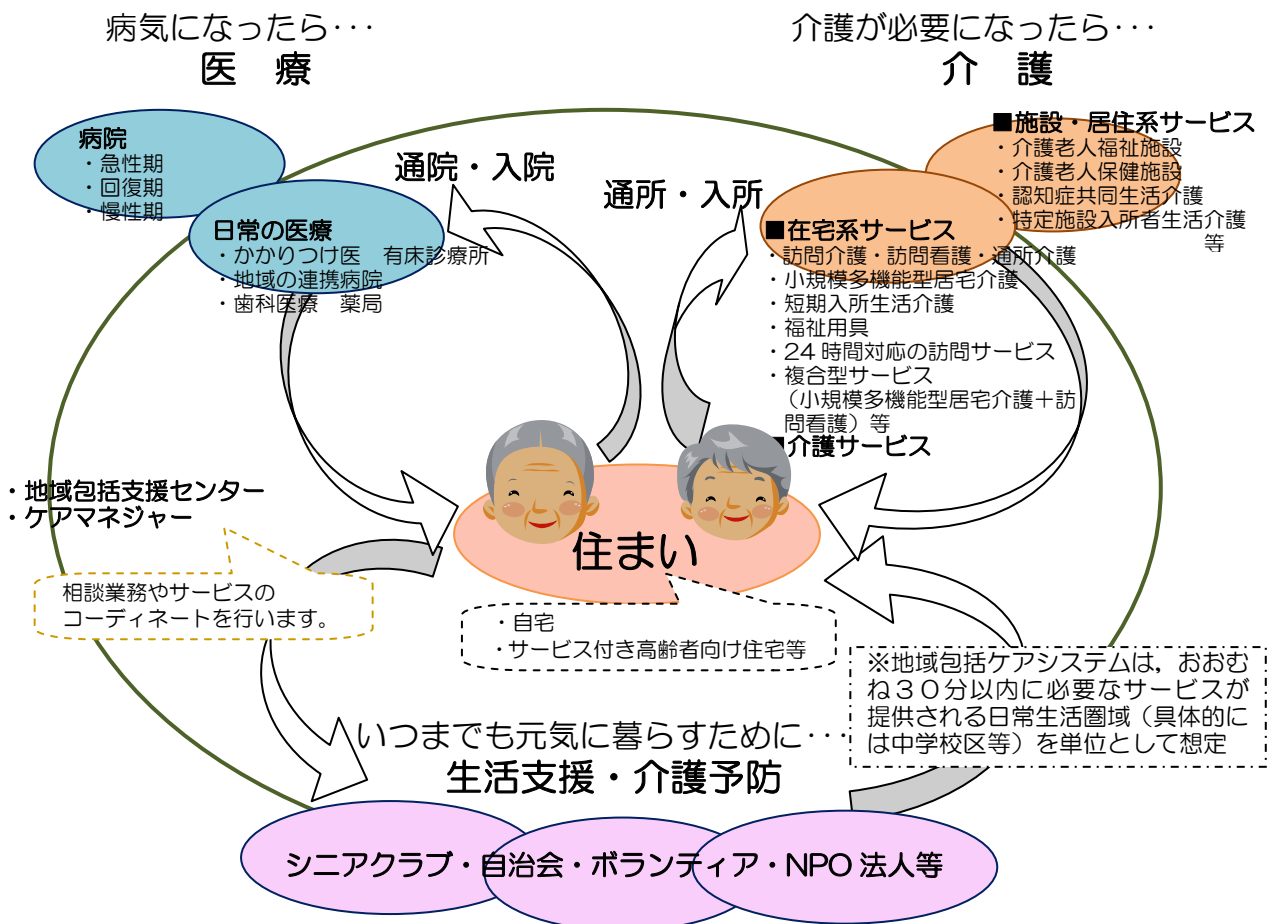
また、在宅で過ごすことが難しい人の住まいとして機能する、特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム等の施設の充足状況についても適宜見直しを行い、高齢者の住まいの充実に努めます。

## ○ 生活支援

団塊の世代が全て75歳以上となる平成37年には、単身世帯の増加に加え、支援を必要とする高齢者の増加が見込まれ、入浴や外出時の援助、食材の確保、調理、掃除洗濯、ごみの分別、ごみ出し等に支障が生じるものと見込まれます。そのため、支援を行うボランティア団体、NPO法人、民間企業等の多様な主体による生活支援サービスの提供が必要となります。

市では、生活支援を必要とする高齢者が多様な主体による生活支援サービスを利用でき、高齢者自身も生活支援の担い手として社会参加できるような地域づくりの支援体制を強化するため、助け合いの仕組みづくりを主体的に進める協議体の設置に向けて取り組んでいます。

図表20 地域包括ケアシステムの姿



## 第7章 計画の推進と進行管理

### 1 計画の推進

第2期計画における具体的な事業や取組を進めるに当たっては、市民参加のもと、地域をはじめ、民生委員・児童委員，NPO法人，ボランティア団体や事業所，社会福祉協議会等様々な関係者が展開の担い手となり，市がその支援を行います。

また，これらの関係者がそれぞれに期待される役割を担い，協働・連携して計画を推進します。

### 2 計画の進行管理

#### (1) 守谷市地域福祉推進委員会

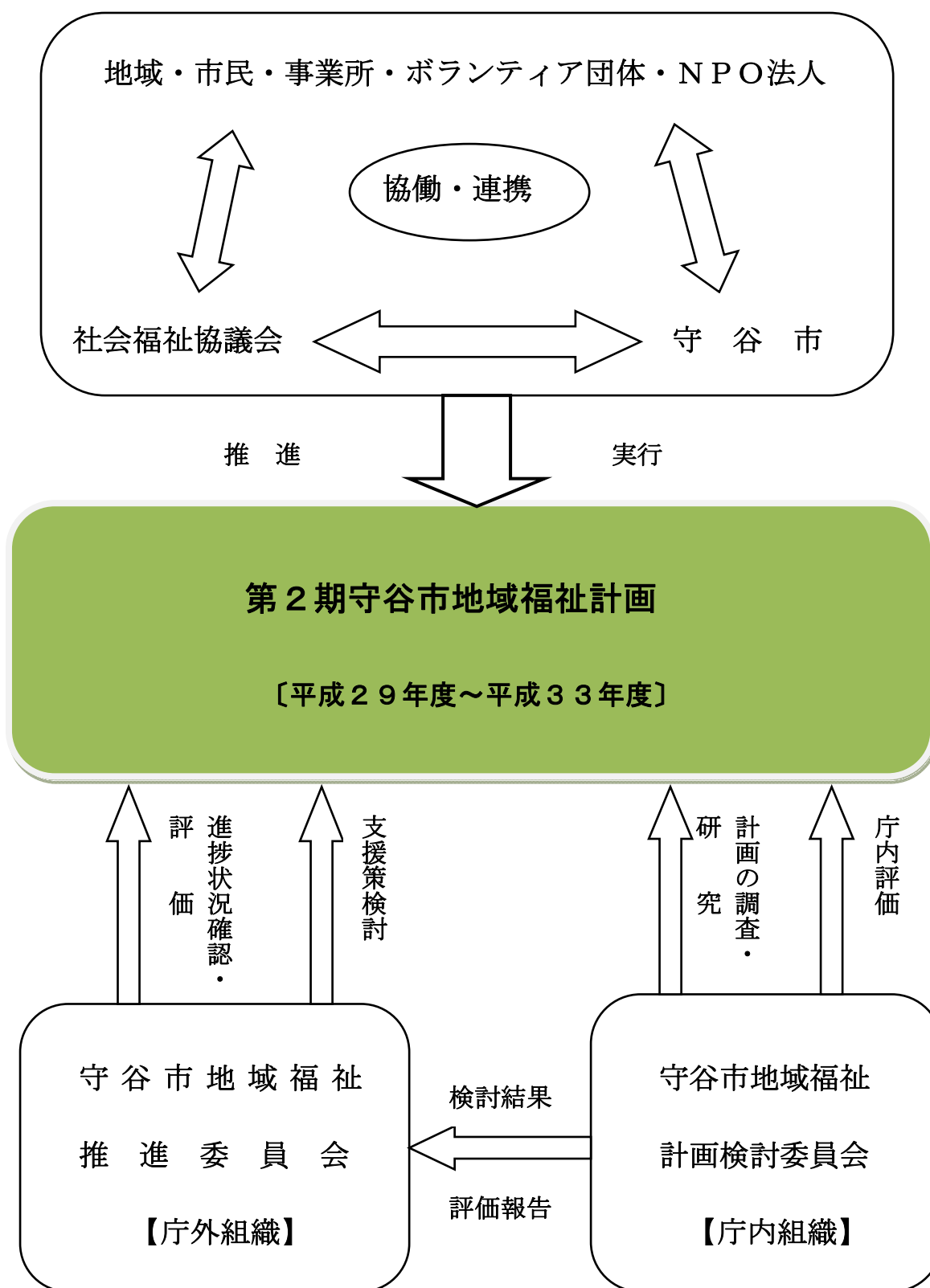
地域福祉を推進し地域力を高めるためには，計画に定められた方向性や取組を着実に実践していくことが求められます。「守谷市地域福祉推進委員会」では，計画の方向性や進捗状況を定期的に点検し，進行管理を行います。

今回の計画の見直しにより，総合的に管理する指標（取組を測る指標）を設定することとしました。その数値をもとに，年度ごとに事業を評価していきます。

#### (2) 守谷市地域福祉計画検討委員会

地域福祉の施策は，高齢者支援，障がい者支援，子ども・子育て支援などの各分野と深く関連するものです。そのため，庁内での地域福祉に関連する情報を共有し，各分野における取組により効果的な運用を図るとともに，地域福祉計画の庁内評価，調査研究を行うため，「守谷市地域福祉計画検討委員会」が設置されています。計画の評価，推進に当たっては，必要事項を調査検討し，守谷市地域福祉推進委員会に報告します。

〔第2期守谷市地域福祉計画の推進体制と進行管理のイメージ図〕



# ○資料編

## 1 用語説明

### ※1 地域包括ケアシステム（P 5 他）

重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が相互に連携しながら一体的に提供される仕組みです。

### ※2 避難行動要支援者名簿（P 5 他）

高齢者、障がい者、乳幼児など、災害時に配慮を要する人のうち、災害発生時の避難などに特に支援を要する人の名簿のことです。

### ※3 小規模保育事業所（P17 他）

0歳児から2歳児の子ども（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもとに、きめ細やかな保育を行う事業です。平成27年度の「子ども・子育て支援新制度」により新たに認可事業となりました。

### ※4 福祉避難所（P18 他）

災害時に指定避難所に避難した高齢者や障がい者などで、指定避難所では十分な支援が受けられないと判断される場合に、市と協定を締結している市内の高齢者施設、障がい者施設などに開設し、被災者の救援、救護活動を実施する場所です。

### ※5 地域包括支援センター（P18 他）

高齢者の人が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう包括的に支援する公的機関。市の場合、介護福祉課内に設置され、高齢者の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護マネジメントなどを総合的に行います。

### ※6 在宅介護支援センター（P18 他）

居宅における援護が必要な高齢者やその家族が身近なところで気軽に専門家に相談でき、必要なサービスを受けられるよう調整するために市から委託された機関です。



#### ※7 権利擁護（P18 他）

認知症高齢者や知的障がい者等で判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の援助を行います。

#### ※8 地域担当職員制度（P19 他）

市職員を担当地域に配置し、地域との連絡調整、情報の提供及び収集することで市民と互いに情報を共有し、守谷市地域福祉計画と守谷市地域福祉活動計画を着実に推進します。

#### ※9 地域福祉活動助成制度（P19 他）

守谷市地域福祉計画及び守谷市地域福祉活動計画に基づく課題並びに地域における身近な生活上の課題に対応する事業を支援するために、これらの事業を行う団体に対し補助金を交付する制度です。対象団体は、守谷市地域福祉計画及び守谷市地域福祉活動計画を実施するために組織された地区別地域福祉活動計画実行委員会です。

#### ※10 （仮称）地域福祉活動協力員制度（P28 他）

地域福祉活動を推進するための制度の一つとして、6地区ごとの地域福祉活動計画実行委員会を中心に地域の課題解決に取り組むためのボランティア制度です。現在、その制度の仕組みや運営方法などについて協議を進めています。

#### ※11 見守り活動に関する協定（P35 他）

全ての市民が安心して暮らすことができるよう、宅配事業者、新聞販売店、金融機関、タクシー会社、社会福祉法人などの事業所と市が「見守り活動等に関する協定」を締結しています。

協力事業所は、日常の業務や活動の中で、ポストに新聞や郵便物がたまっている、洗濯物が干したままになっている、小さな子どもが一人で歩いているなどの異変に気付いたときは市に通報します。通報を受けた市は安否確認などを行い、早期解決を図ります。

#### ※12 守谷市徘徊高齢者SOSネットワーク（P35 他）

認知症高齢者等が徘徊により行方不明となった際の早期発見及び身元の確認をするための検索・連絡体制を構築するものです。

登録者には靴や衣類に貼る「守谷市みまもりシール」を配付し、行方不明となり家に戻れなくなったときに、早期に身元が分かるようにします。

### ※13 生活支援サービス（P37 他）

高齢者の在宅生活を支えるために提供される、一人ひとりの高齢者のニーズに合った多様なサービス（例えば、地域サロン、見守り、安否確認、外出支援、買い物、調理、清掃等の家事支援等）です。

### ※14 協議体（P37 他）

生活支援コーディネーターと生活支援サービスを担う団体等（市民、社会福祉法人、NPO法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター等の地域の関係者）による定期的な情報の共有・連携強化を行う場として、市が設置します。

構成員は、生活支援コーディネーターを補佐して、それぞれの分野で助け合い活動を創出し、拡大する役割を担います。

### ※15 ほほえみサービス（P38）

社会福祉協議会の実施事業であり、高齢者や身体の不自由な人、産前産後の人やその家族の日常生活上の負担を少しでも軽くするため、「たすけあいの心」を持った地域の市民の協力により、家族支援を行う会員方式の有償福祉サービスです。

### ※16 生活支援コーディネーター（P38）

地域における支え合い・助け合いの仕組みを構築する推進役として、市が配置し生活支援サービスの提供体制の整備を推進します。

具体的には、生活支援サービスを担う団体等（市民、社会福祉法人、NPO法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター等の地域の関係者）との情報共有やネットワーク化、地域に不足するサービスの創出、担い手の養成、サービスの担い手が活動する場の確保や支援に取り組みます。

### ※17 もりや生き生きライフリーダーバンク（P40）

文化、芸術、スポーツ、レクリエーション等の活動において、優れた知識及び技能を有している人を登録し、市民の求めに応じ指導者として紹介する制度です。

### ※18 脳活コーチボランティア（P40）

地域の出前サロン等で認知症の予防活動を行うボランティアです。脳活コーチ養成講座を受講し、認知症予防活動に必要な知識・技能・態度を学習して修了証の交付を受けています。

#### ※19 守谷市地域ケアシステムサービス調整会議（P47 他）

支援を必要とする人，一人ひとりの状態に応じて，最も望ましい福祉・保健・医療サービスを提供するための処遇やサービスのあり方について，そのサービスの提供者等で検討する会議です。

#### ※20 守谷市子ども家庭支援ネットワーク協議会（P47 他）

市内外の子育て支援関係機関（保健医療機関，教育機関，警察，消防等で組織）・団体・関係者を構成員として，虐待等により，保護や支援が必要な児童やその保護者に対して適切な支援対応を行えるよう情報の共有や連絡調整を行う組織です。

#### ※21 保健福祉部関連業務に関する処遇検討会議（P49）

福祉ニーズの増大及び多様化により複合的で複雑な問題に関する相談が増加しているため，保健，福祉の連携のもとに，高齢者，障がい者，児童虐待，生活困窮者等に対して最も適したサービスの種類，方法の検討及び調整をするため，保健福祉部長，保健福祉部次長，保健福祉部に属する課長，地域包括支援センター長で組織しています。

#### ※22 SNS（P51）

Social Networking Service（英語）の略語であり，インターネット上の交流により社会的ネットワークを構築するサービスの総称です。代表的なものに，ツイッターやフェイスブックがあり，本市でも，市公式アカウントを作成し，情報を発信しています。

#### ※23 メールマガジン（P51）

電子メールを利用した情報発信の一つで，予め登録された読者に対し発信者が定期的にメールを配信する仕組みです。市では，「メールもりや」がこれに準じた仕組みで，広報もりや，災害・防災，火災発生，イベント等の情報を配信しています。

#### ※24 成年後見制度（P57 他）

認知症・知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が不十分な人が，財産侵害を受けたり，人間としての尊厳が損なわれたりすることのないように，法律面や生活面で支援する制度です。

**※25 DV（P57他）**

Domestic Violence（英語）の略であり，家庭内で起こる，家族に対する暴力的言動や行為の総称です。

**※26 社会資源（P63）**

福祉に関係する医療機関，介護事業所，NPO法人，自治会・町内会，民間事業所，高齢者住宅，ボランティア団体，シニアクラブなどがあります。